

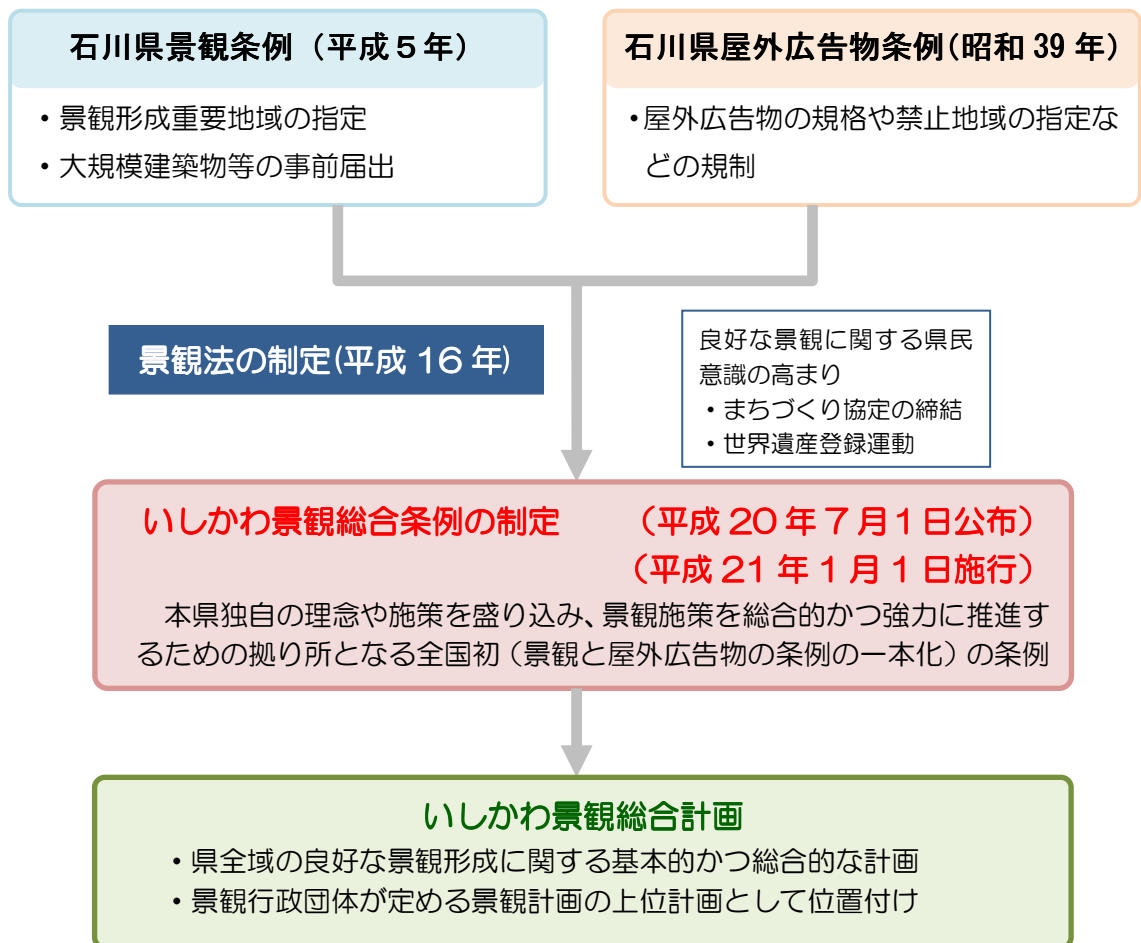
第4章 石川県の景観施策

1. いしかわ景観総合条例の概要

1) いしかわ景観総合条例策定の背景

石川県では、昭和39年に屋外広告物条例が制定され、加賀産業開発道路や能登有料道路など幹線道路の両側を屋外広告物の禁止地域に指定し、さらに屋外広告物の大きさや高さについて規制を行いました。また、平成5年には景観条例が制定され、平成7年に大規模建築物等の事前届出制度を発足、平成10年に景観形成重要地域として加賀産業開発道路及び国道8号小松バイパス沿線、能登有料道路沿線、平成14年に能登空港周辺の3地域を指定しました。

平成16年に景観法が制定されたことに伴い、平成21年1月に屋外広告物条例と景観条例を全国初で一本化した「いしかわ景観総合条例」を制定し、様々な景観施策を講じてきました。



2) いしかわ景観総合条例の特徴

いしかわ景観総合条例は、6つの大きな枠組みで関連施策を行っています。

いしかわ景観総合条例の特徴	景観施策の方向性
<p>1. 市町を超えた広域的な景観づくりを推進、地域特性に応じた規制・誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> →いしかわ景観総合計画の策定 →ゾーニングを指定して段階的な規制 	<p>1. 本県ならではの景観の保全と創出</p> <p><事業者向け></p> <ul style="list-style-type: none"> ①景観への影響が大きい建築物等への規制・誘導 ②屋外広告物規制の円滑な施行
<p>2. 眺望景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> →白山、七尾湾の眺望景観保全 	<p>2. 景観と調和した公共空間の整備</p> <p><行政向け></p> <ul style="list-style-type: none"> ①景観に配慮した公共事業の施行 ②官民協働・部局連携による先導的・戦略的なハード・ソフト施策の展開
<p>3. 屋外広告物施策との一体的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> →建築物と屋外広告物の規制を統合 →エコサイン（景観環境に配慮した広告物）の推奨 	<p>3. 美しい石川の景観に対する県民意識の醸成</p> <p><県民向け></p> <ul style="list-style-type: none"> ①景観づくりのリーダーとなる人材の育成 ②良好な景観に対する県民意識の啓発
<p>4. 里山景観等の保全・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> →里山や田園景観等の保全再生 	<p>4. いしかわの里山景観の保全と再</p>
<p>5. 新たな景観形成手法の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> →公共事業景観形成ガイドラインの策定 →景観アセスメント制度の導入 	
<p>6. 官民協働の推進体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> →景観アドバイザーの委嘱 →景観づくりリーダーの育成 →景観協議会の設置支援 	

2. 石川県の景観施策

1) いしかわ景観総合計画

景観行政団体である市町がそれぞれ景観計画を策定した場合、市町を超えた広域的・連続的な景観の形成や市町間の整合がとれない恐れがあるため、県全域にわたる良好な景観形成の基本的かつ総合的な方針等を示したものです。

景観行政団体が策定する各市町の景観計画では、本計画との整合を図る必要があります。

【景観の形成を図るべき地域】

○景観エリア

県全域において穏やかな規制誘導を図る。

○景観形成重要エリア

景観の保全・創出を図る必要性のより高い 15 のエリアを定め、地域の特性に応じた規制誘導を図る。

選定要件：①広域的・連続的な景観、②重要な眺望景観、③文化的な景観、
④重要な交流拠点景観、⑤その他の新しい景観創造

○特別エリア

建築物等が景観に及ぼす影響の大きな範囲を定め、規制誘導を拡充する。

○景観形成重点スポット

地域固有の個性的で魅力ある景観の保全・創出を図るため、市町が主体となり定める。

●地域の範囲の考え方

類型		考え方	距離	景観形成重要エリア
沿道景観	中景域	海岸や田園・丘陵などの広域的な景観の中を通る道路（大きな鉄塔が気にならない距離）	両側 2km	<ul style="list-style-type: none"> 能登有料道路沿線 加賀産業開発道路沿線 能登空港周辺
	近景域	建築物等が連担する集落や田園・丘陵などが混在する道路（個々の樹木の識別が可能な距離）	両側 500m	<ul style="list-style-type: none"> 北陸自動車道沿線 白山ろく 小松空港周辺
	近接域	広域的な景観の中を通る道路のうち特に景観形成に配慮すべき範囲（沿道の建築物等による景観への影響が大きい範囲、屋外広告物禁止地域と一致）	両側 100m (200m)	<ul style="list-style-type: none"> 能登有料道路沿線 加賀産業開発道路沿線 能登空港周辺
海岸景観	海岸線の陸側		500m	<ul style="list-style-type: none"> 能登外浦 能登内浦
	海岸線の海側（自然公園の区域の範囲）		1km	<ul style="list-style-type: none"> 能登島七尾湾 加賀海岸
空港景観	建築物等の高さ等が規制される範囲		滑走路 から3km	<ul style="list-style-type: none"> 能登空港周辺

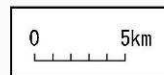
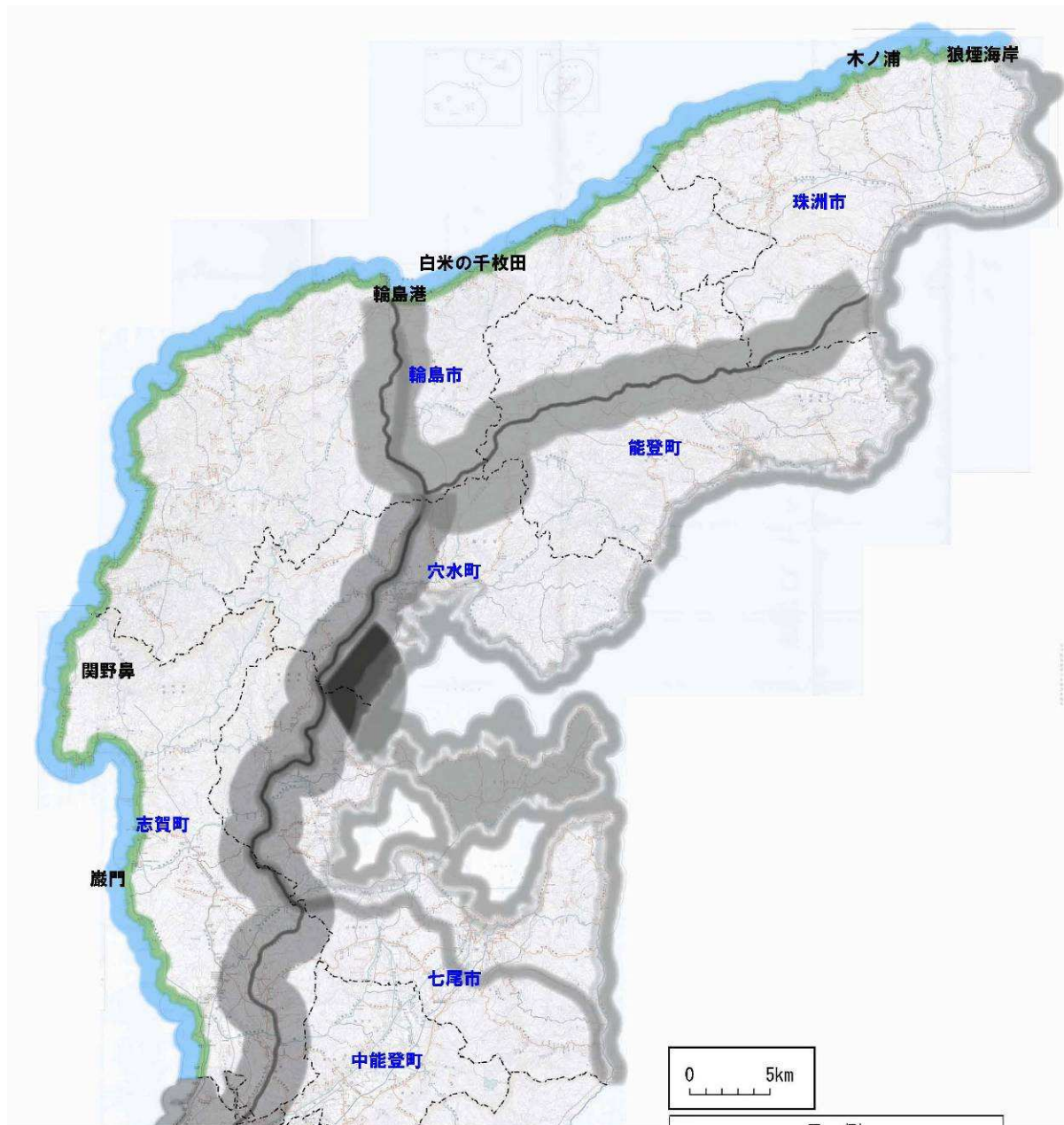
【いしかわ景観総合計画の区域図】



【能登外浦エリア】

1. 能登外浦エリア 珠洲市、輪島市、志賀町	
目標	外浦特有の雄大な海岸景観と風土に培われた文化的な景観の保全
選定理由	<p>○断崖や岩礁などの雄大な海岸景観が続き、本県を代表する観光地、自然風景地として重要（区域の一部は能登半島国定公園に指定）。</p> <p>○国の名勝に指定されている「白米の千枚田」や間垣集落など、風土に根ざした特有の文化的な景観も各地に存在し、これらを含めた広域・連続的な景観を保全・創出していく必要がある。</p> <p>*屋外広告物の禁止地域に指定済</p>
景観形成方針	<p>1. 海岸景観の保全・活用 猿山岬や曾々木、木ノ浦、狼煙海岸など外浦特有の雄大な海岸景観の保全を図るとともに、セツ島や夕陽を眺望する視点場の整備などの活用施策を推進する。</p> <p>2. 歴史的・文化的な景観の保全・活用 千枚田や間垣、塩田、北前船の歴史を伝える集落など、外浦独特の風土から生まれた歴史的・文化的な景観資源の保全・活用を図る。</p> <p>3. 観光拠点周辺の景観形成 輪島市街や輪島港など主要な観光拠点においては、良好な街並み景観の創出や自然環境に配慮した港湾施設・護岸等の整備に努め、魅力ある観光拠点の景観創出を図る。</p> <p>4. 沿道景観の保全・創出 国道 249 号などの幹線道路においては、屋外広告物の規制やエコサインへの誘導、沿道花壇の整備や植栽などにより、海岸や街並みに調和した良好な沿道景観の創出を図る。</p> <p>5. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>6. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p>

【能登外浦エリアの図】

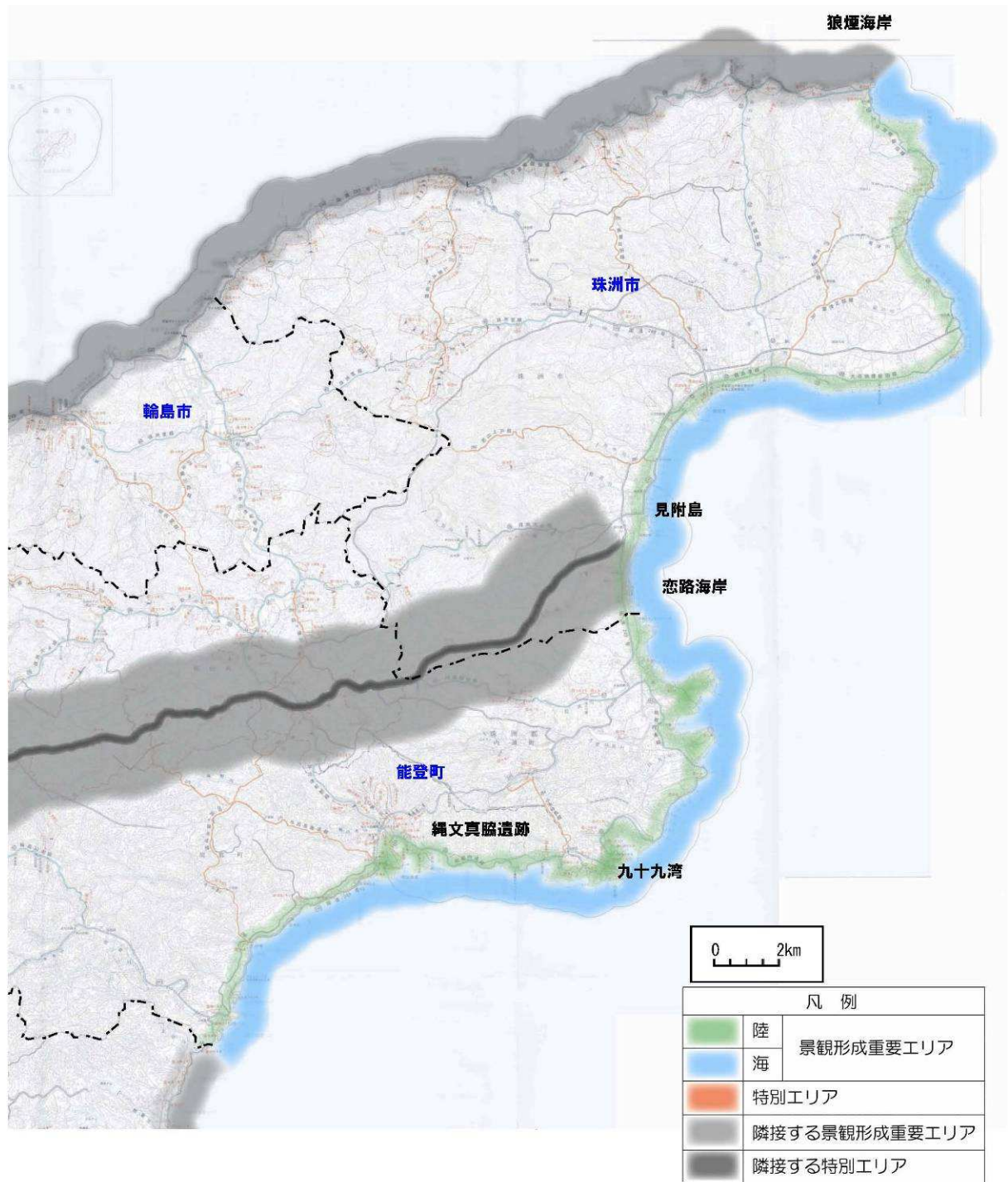


凡 例	
陸	景観形成重要エリア
海	
特別エリア	
隣接する景観形成重要エリア	
隣接する特別エリア	

【能登内浦エリア】

2. 能登内浦エリア 珠洲市、能登町	
目標	内浦特有の優美な海岸景観と風土に培われた文化的な景観の保全
選定理由	<p>○リアス式海岸である「九十九湾」など特色ある海岸景観が続き、本県を代表する観光地、自然風景地として重要（区域の一部は能登半島国定公園に指定）。</p> <p>○国の史跡に指定されている「真脇遺跡」や漁村集落など、風土に根ざした特有の文化的な景観も各地に存在し、これらを含めた広域・連続的な景観を保全・創出していく必要がある。</p> <p>※屋外広告物の禁止地域に指定済</p>
景観形成方針	<p>1. 海岸景観の保全・活用 九十九湾や鉢ヶ崎、見附海岸、恋路海岸など内浦特有の優美な海岸景観の保全を図るとともに、これらの海岸を眺望する視点場の整備などの活用施策を推進する。</p> <p>2. 歴史的・文化的な景観の保全・活用 真脇遺跡や点在する漁村の風景など、内浦独特の風土から生まれた歴史的・文化的な景観資源の保全・活用を図る。</p> <p>3. 観光拠点周辺の景観形成 珠洲市や宇出津などの主要な観光拠点においては、良好な街並み景観の創出や自然環境に配慮した港湾施設・護岸等の整備に努め、魅力ある観光拠点の景観創出を図る。</p> <p>4. 沿道景観の保全・創出 国道249号などの幹線道路においては、屋外広告物の規制やエコサインへの誘導、沿道花壇の整備や植栽などにより、海岸や街並みに調和した良好な沿道景観の創出を図る。</p> <p>5. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>6. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p>

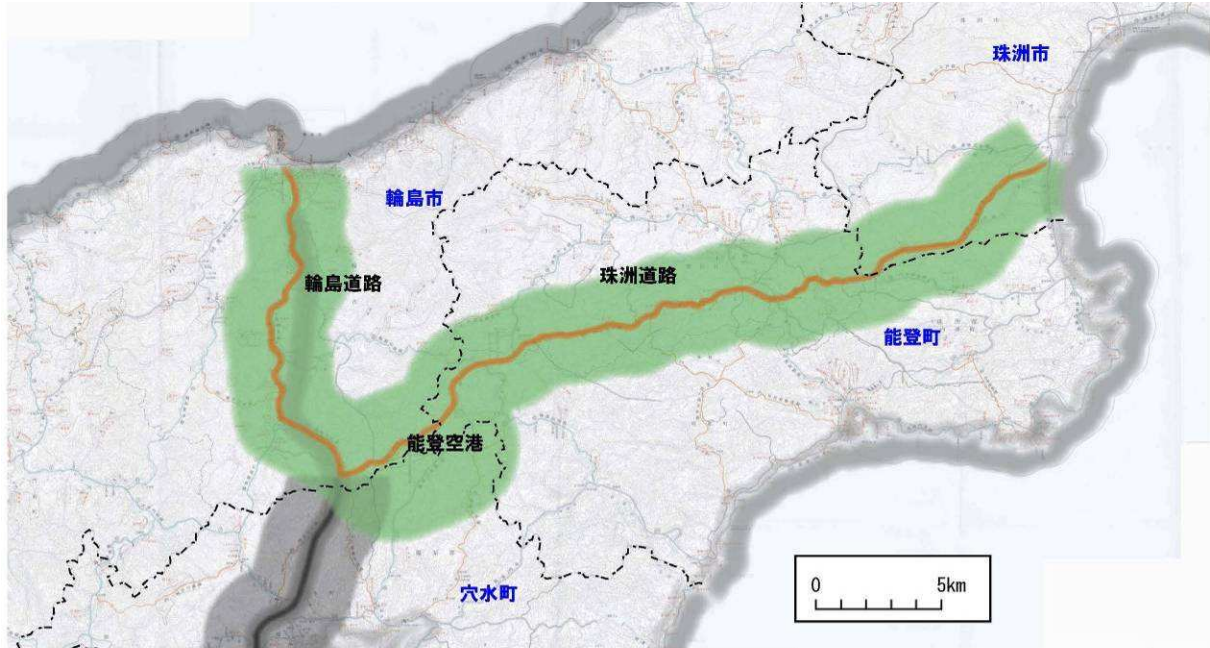
【能登内浦エリアの図】



【能登空港周辺エリア】

3. 能登空港周辺エリア【既定】 珠洲市、輪島市、能登町、穴水町	
目標	能登地方の空の玄関口である能登空港と周辺丘陵地の豊かな緑の調和
選定理由	<p>○能登空港は、能登地方における交通・交流拠点として重要である。</p> <p>○能登空港周辺は、丘陵を主体とする良好な里山の風景が広がり、空港と輪島市や珠洲市を結ぶ幹線道路沿線の景観を保全・創出していく必要がある。</p> <p>*能登空港周辺景観形成重要地域に指定済（平成14年10月）</p> <p>*屋外広告物の禁止地域に指定済</p>
景観形成方針	<p>1. 拠点景観の創出 能登地方の空の玄関口であり、能登観光の起点となる能登空港周辺では、自然環境と調和した土地利用、建築物・屋外広告物等の規制・誘導等により拠点景観の創出を図る。</p> <p>2. 山地・森林景観の保全 豊かな緑の丘陵地にある能登空港周辺においては、人工林や雑木林の管理・整備・育成などにより、美しい山並みや森林景観の保全・創出を図る。</p> <p>3. 沿道景観の保全・創出 空港へのアクセス道である珠洲道路や輪島道路などの幹線道路においては、屋外広告物の規制やエコサインへの誘導、沿道花壇の整備や植栽などにより、丘陵の緑と調和した良好な沿道景観の創出を図る。</p> <p>4. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>5. 景観を阻害する要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p>

【能登空港周辺エリアの図】

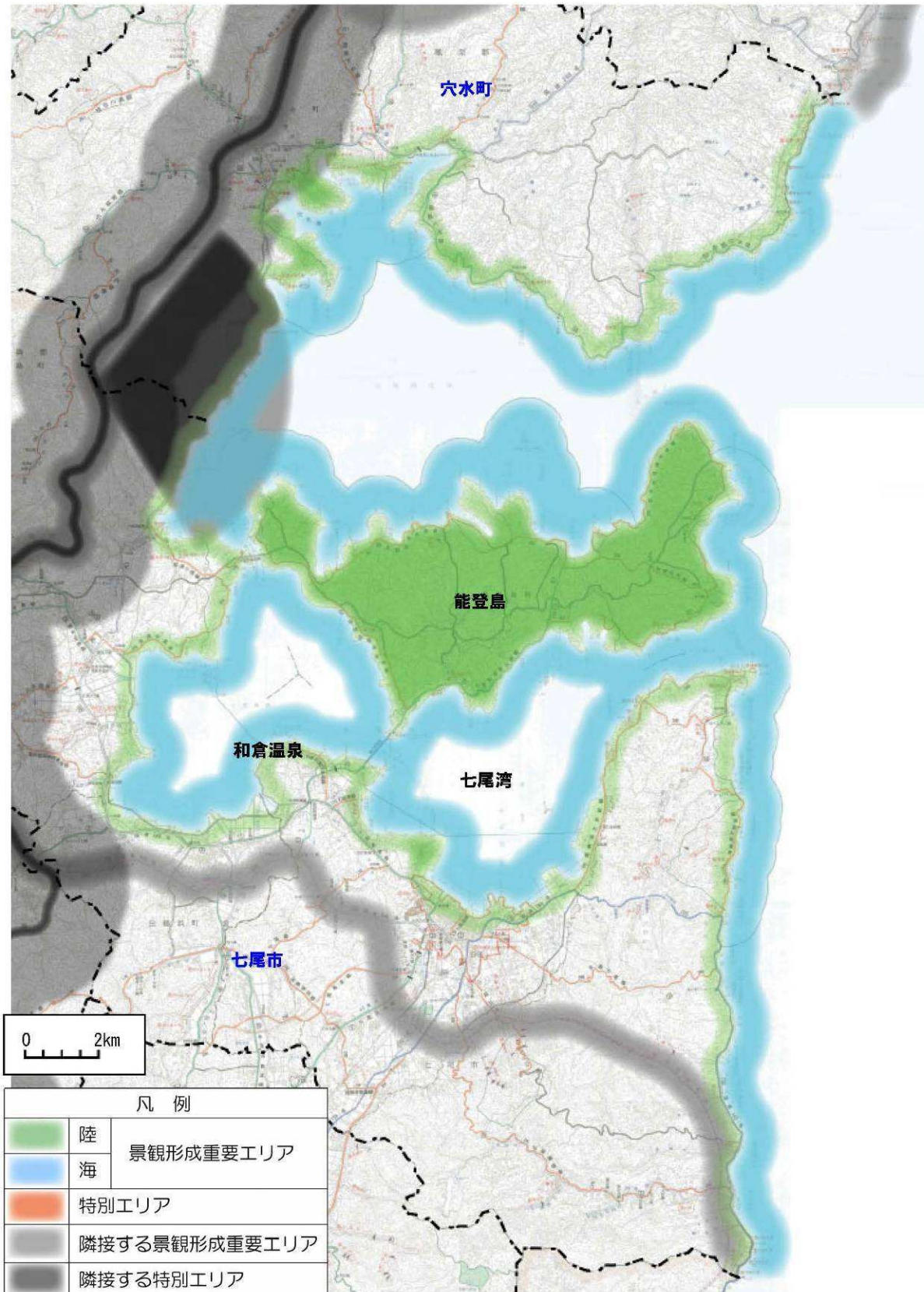


凡例	
陸	景観形成重要エリア
海	
特別エリア	
隣接する景観形成重要エリア	
隣接する特別エリア	

【能登島七尾湾周辺エリア】

4. 能登島七尾湾周辺エリア 七尾市、穴水町	
目標	七尾湾特有の海岸・眺望景観の保全と能登の文化が香る観光拠点の創出
選定理由	<p>○内浦特有の内湾と能登島からなる眺望に優れた海岸景観が続き、本県を代表する観光地、自然風景地として重要（区域の一部は能登半島国定公園に指定）。また、和倉温泉は本県を代表する温泉地であり、観光拠点として重要である。</p> <p>○「向田の火祭り」や灘浦地域の「大敷網」など風土に根ざした特有の文化的な景観も各地に存在し、これらを含めた広域・連続的な景観を保全・創出していく必要がある。</p> <p>*屋外広告物の禁止地域に指定済</p>
景観形成方針	<p>1. 海岸景観の保全・活用 能登島や七尾湾など内浦特有の波静かで優美な海岸景観の保全を図るとともに、これらの海岸や能登島大橋等を眺望する視点場の整備などの活用施策を推進する。</p> <p>2. 歴史的・文化的な景観の保全・活用 「ボラ待ち櫓」やカキの養殖、大敷網など、地域独特の風土から生まれた歴史的・文化的な景観資源の保全・活用を図る。</p> <p>3. 観光拠点周辺の景観形成 七尾市街や和倉温泉、能登島などの主要な観光拠点においては、良好な街並み景観の創出や自然環境に配慮した港湾施設・護岸等の整備に努め、魅力ある観光拠点の景観創出を図る。</p> <p>4. 沿道景観の保全・創出と観光周遊ルートの形成 国道249号などの幹線道路や能登島の周遊道路においては、屋外広告物の規制やエコサインへの誘導、沿道花壇の整備や植栽などにより、海岸や街並みに調和した良好な沿道景観の創出を図る。 また、海岸景勝地を中心に、自然体験型施設や観光拠点をネットワークし、自然と調和した魅力的な観光周遊ルートの形成を図る。</p> <p>5. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>6. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p>

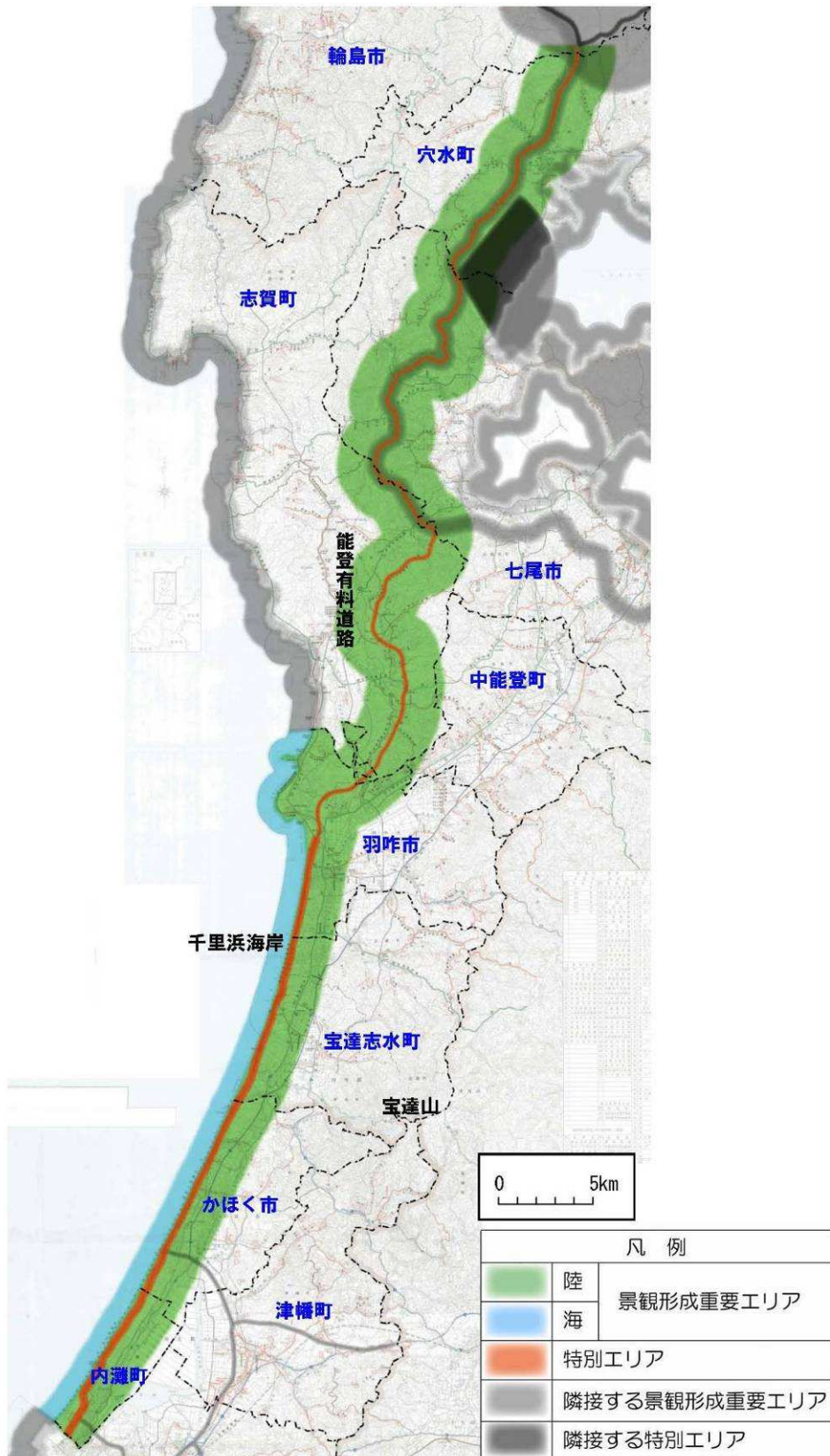
【能登島七尾湾周辺エリアの図】



【能登有料道路沿線・千里浜海岸エリア】

5. 能登有料道路沿線・千里浜海岸エリア【既定】	
輪島市、穴水町、七尾市、中能登町、志賀町、羽咋市、宝達志水町、かほく市、内灘町	
目標	長く連なる砂丘海岸や山並み景観が楽しめる道路沿道景観の保全
選定理由	<p>○能登有料道路は、金沢地域と能登地域を結ぶ広域幹線道路として重要である。</p> <p>○車が走行できる砂浜として日本で唯一の千里浜海岸は、本県を代表する観光地、自然風景地として重要（能登半島国定公園に指定）。また、宝達山などの能登丘陵の山並みや能登島・七尾湾の眺望景観にも恵まれており、これらをあわせて保全・創出していく必要がある。</p> <p>*能登有料道路沿線景観形成重要地域に指定済（平成10年3月指定）</p> <p>*屋外広告物の禁止地域に指定済</p>
景観形成方針	<p>1. 沿道景観の保全・創出 建築物や屋外広告物の規制・誘導、沿道花壇の整備、海岸林の植栽・整備などにより、海岸や丘陵地の緑に調和した良好な沿道景観の創出を図る。</p> <p>2. 眺望景観の保全 美しい砂丘海岸や山並み景観が楽しめるように、道路やサービスエリア等からの眺望景観の保全・活用を図る。</p> <p>3. 交通拠点景観の創出 インターチェンジやアクセス道路周辺では、周辺環境との調和に配慮した沿道景観の創出や屋外広告物の規制誘導などにより、魅力ある交通拠点景観の創出を図る。</p> <p>4. 海浜ドライブウェイの保全・活用 千里浜なぎさドライブウェイにおいては、砂浜や海岸植生の保全、海岸景観と調和した施設の整備などにより、シークエンス景観の保全・創出を図る。</p> <p>5. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>6. 景観阻害要因の排除等 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p>

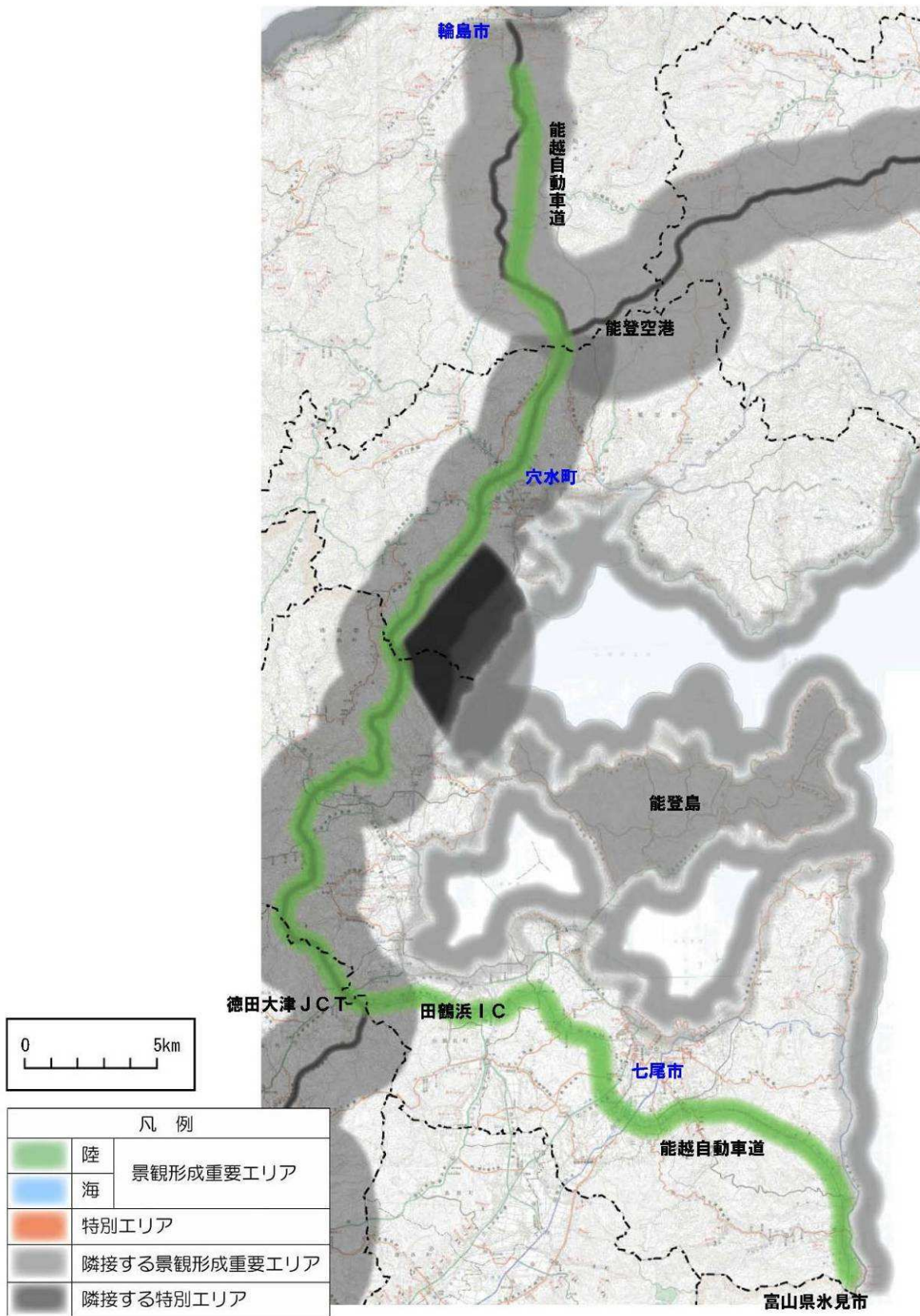
【能登有料道路沿線・千里浜海岸エリアの図】



【能越自動車道沿線エリア】

6. 能越自動車道沿線エリア 輪島市、七尾市、穴水町	
目標	里山や海岸、山並み景観が楽しめる道路沿道景観の保全
選定理由	<p>○県内外の拠点を結ぶ広域幹線道路として重要である。</p> <p>○市街地から、田園・里山、海岸、山地などの多彩で連続的な沿道の景観を保全・創出していく必要がある。</p> <p>*屋外広告物の禁止地域に指定済</p>
景観形成方針	<p>1. 沿道景観の保全・創出 建築物や屋外広告物の規制・誘導、沿道花壇の整備、周辺森林の整備などにより、田園や山地に調和した良好な沿道景観の創出を図る。</p> <p>2. 交通拠点景観の創出 インターチェンジやアクセス道路周辺では、周辺環境との調和に配慮した沿道景観の創出や屋外広告物の規制、エコサインへの誘導などにより、魅力ある交通拠点景観の創出を図る。</p> <p>3. 眺望景観の保全 田園や海岸の景観が楽しめるように、道路沿道からの眺望景観の保全を図る。</p> <p>4. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>5. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p>

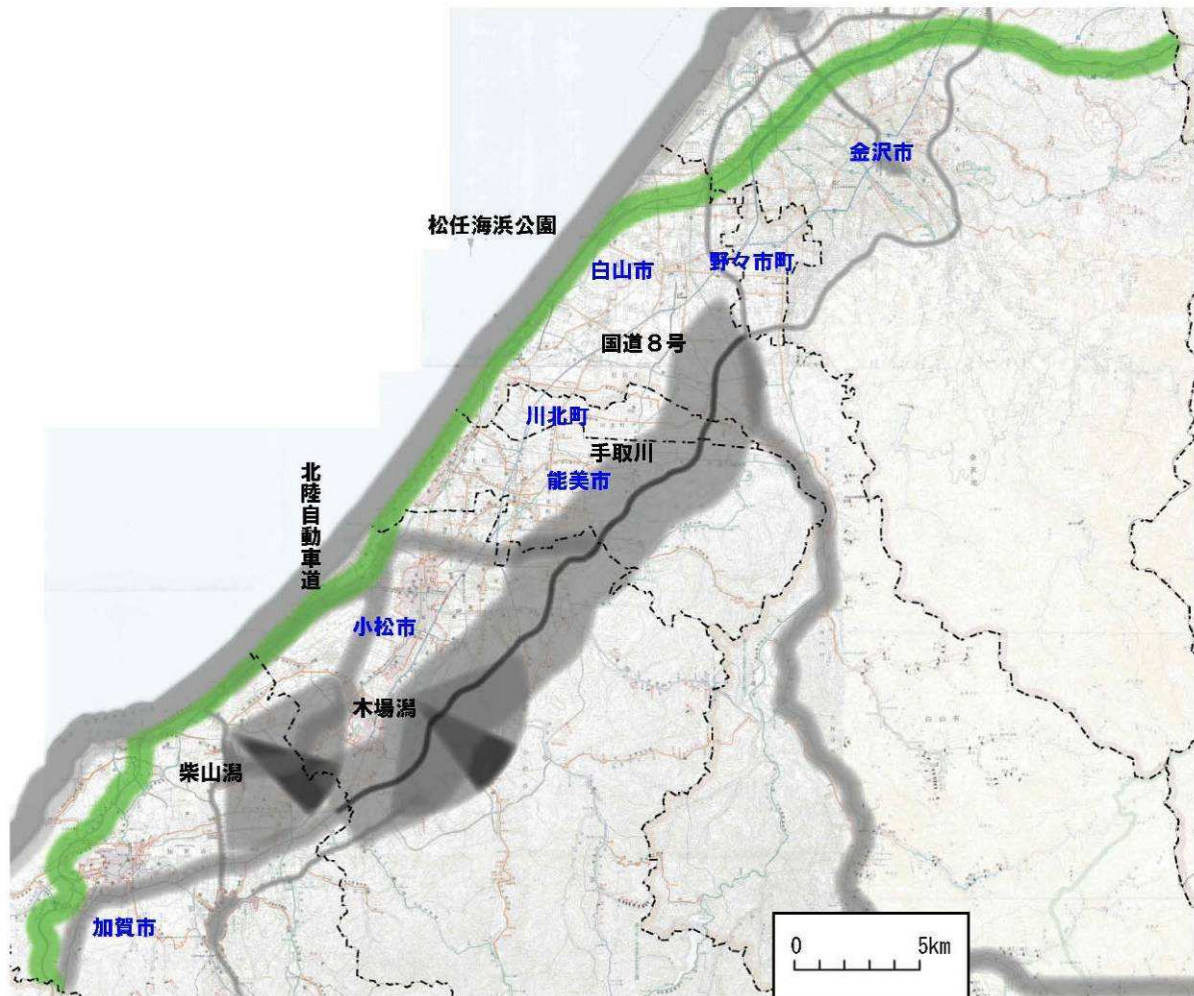
【能越自動車道沿線エリアの図】



【北陸自動車道沿線エリア】

7. 北陸自動車道沿線エリア 金沢市、白山市、能美市、小松市、加賀市	
目標	市街地や多彩な自然景観が楽しめる道路沿道景観の保全
選定理由	○県内外の拠点を結ぶ広域幹線道路として重要である。 ○市街地から田園・里山、海岸、山地などが連なる沿道の景観を保全・創出していく必要がある。 *屋外広告物の禁止地域に指定済
景観形成方針	<p>1. 沿道景観の保全・創出 建築物や屋外広告物の規制、周辺森林の整備などにより、田園や海岸に調和した良好な沿道景観の創出を図る。</p> <p>2. 交通拠点景観の創出 インターチェンジやアクセス道路周辺では、周辺環境との調和に配慮した沿道景観の創出や屋外広告物の規制、エコサインへの誘導などにより、魅力ある交通拠点景観の創出を図る。</p> <p>3. 眺望景観の保全 日本海や白山、手取川や田園など多彩な景観が楽しめるように、道路沿道からの眺望景観の保全を図る。</p> <p>4. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>5. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p>

【北陸自動車道沿線エリアの図】

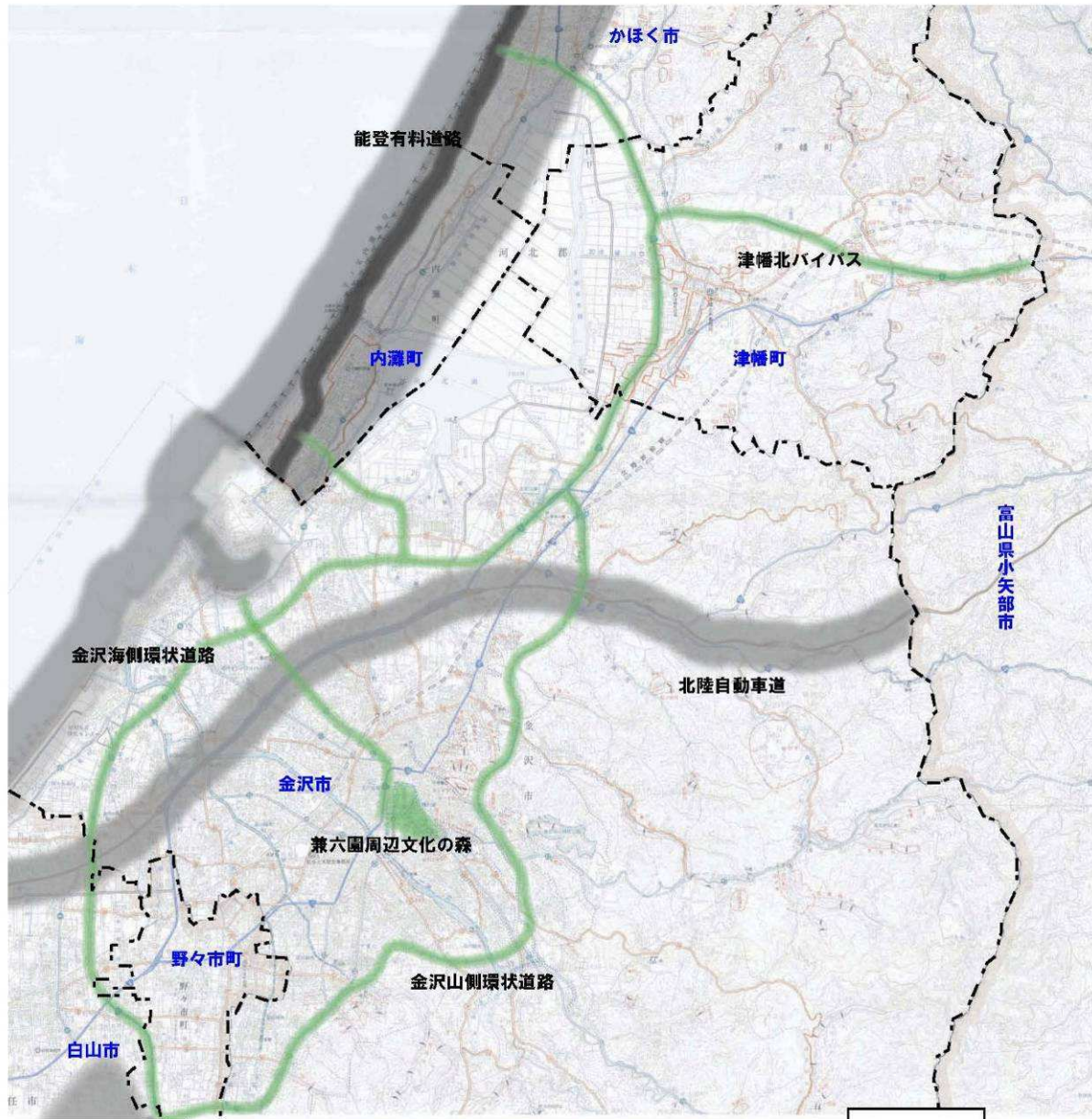


凡例	
	陸
	海
	特別エリア
	隣接する景観形成重要エリア
	隣接する特別エリア

【金沢エリア】

8. 金沢エリア	
金沢市、かほく市、内灘町、津幡町、野々市町、白山市	
目標	自然や歴史的・文化的な景観と調和した近代的な都市景観の創出
選定理由	<p>○金沢市中心部には、兼六園周辺文化の森や伝統的建造物群など、城下町の面影を残す歴史的・文化的な景観資源が多く存在し、国内有数の観光地として重要である。</p> <p>○北陸における政治・経済・文化の中核都市として、都市の近代化や金沢外環状道路等の幹線道路網の整備も進みつつあり、これらが調和した景観の保全・創出を図っていく必要がある。</p> <p>*屋外広告物の禁止地域に指定済</p>
景観形成方針	<p>1. 自然と調和した都市景観の創出 医王山の眺望景観や丘陵・河岸段丘の緑などの自然環境を保全しながら、歴史や文化とも調和した特徴的な県都金沢の都市景観の保全と創出を図る。</p> <p>2. 河川景観の保全・創出 街なかを流れる犀川と浅野川は、市街地にうるおいのある景観を演出しており、街並みに調和した、市民に親しまれる河川景観の保全・創出を図る。</p> <p>3. 歴史的・文化的な景観の保全・継承 藩政時代の面影を残す伝統的な街並みや兼六園・金沢城公園など、かけがえのない歴史的・文化的な景観資源として保全・継承を図る。</p> <p>4. 近代的な都市景観の創出 近代的で美的なデザインによる都市景観を創出するとともに、伝統的な景観との融合など未来に向けた個性あふれる都市景観の創出を図る。</p> <p>5. 沿道景観の創出 金沢外環状道路や都心軸路線、県内の広域幹線道路につながる道路などにおいては、建築物や屋外広告物の規制、エコサインへの誘導、街路樹の植栽などにより、良好な沿道景観の創出を図る。</p> <p>6. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>7. 景観阻害要因の排除等 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p>

【金沢エリアの図】

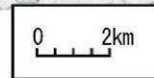
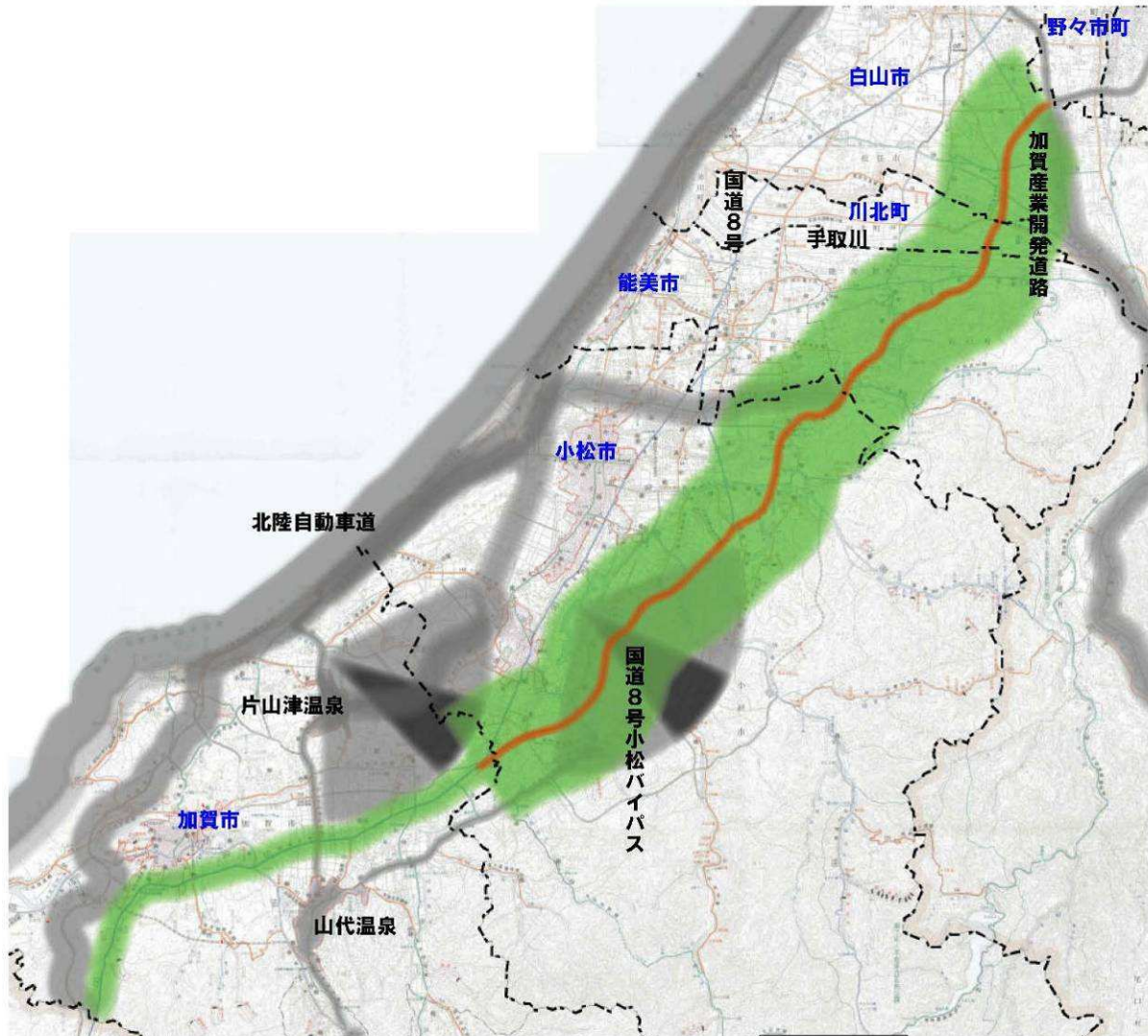


凡例	
	陸 景観形成重要エリア
	海
	特別エリア
	隣接する景観形成重要エリア
	隣接する特別エリア

【加賀産業開発道路及び国道8号沿線エリア】

9. 加賀産業開発道路及び国道8号沿線エリア【既定】	
野々市町、白山市、川北町、能美市、小松市、加賀市	
目標	田園・里山景観や白山の眺望が楽しめる道路沿道景観の保全
選定理由	<p>○加賀産業開発道路等は、金沢地域と加賀地域を結ぶ広域幹線道路として重要。</p> <p>○沿線に良好な田園・里山の風景が広がり、白山も眺望できるなど、広域・連続的な景観を保全・創出していく必要がある。</p> <p>*加賀産業開発道路及び国道8号小松バイパス沿線景観形成重要地域に指定済（平成10年3月指定）</p> <p>*屋外広告物の禁止地域に指定済</p>
景観形成方針	<p>1. 沿道景観の保全・創出 建築物や屋外広告物の規制・誘導、沿道花壇の整備、周辺森林の整備などにより、田園や丘陵地の緑に調和した良好な沿道景観の創出を図る。</p> <p>2. 眺望景観の保全 白山や手取川、手取川扇状地の田園景観などを楽しめるように、道路からの眺望景観の保全を図る。</p> <p>3. 交通拠点景観の創出 インターチェンジやアクセス道路周辺では、周辺環境との調和に配慮した沿道景観の創出や屋外広告物の規制、エコサインへの誘導などにより、魅力ある交通拠点景観の創出を図る。</p> <p>4. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>5. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p>

【加賀産業開発道路及び国道8号沿線エリアの図】

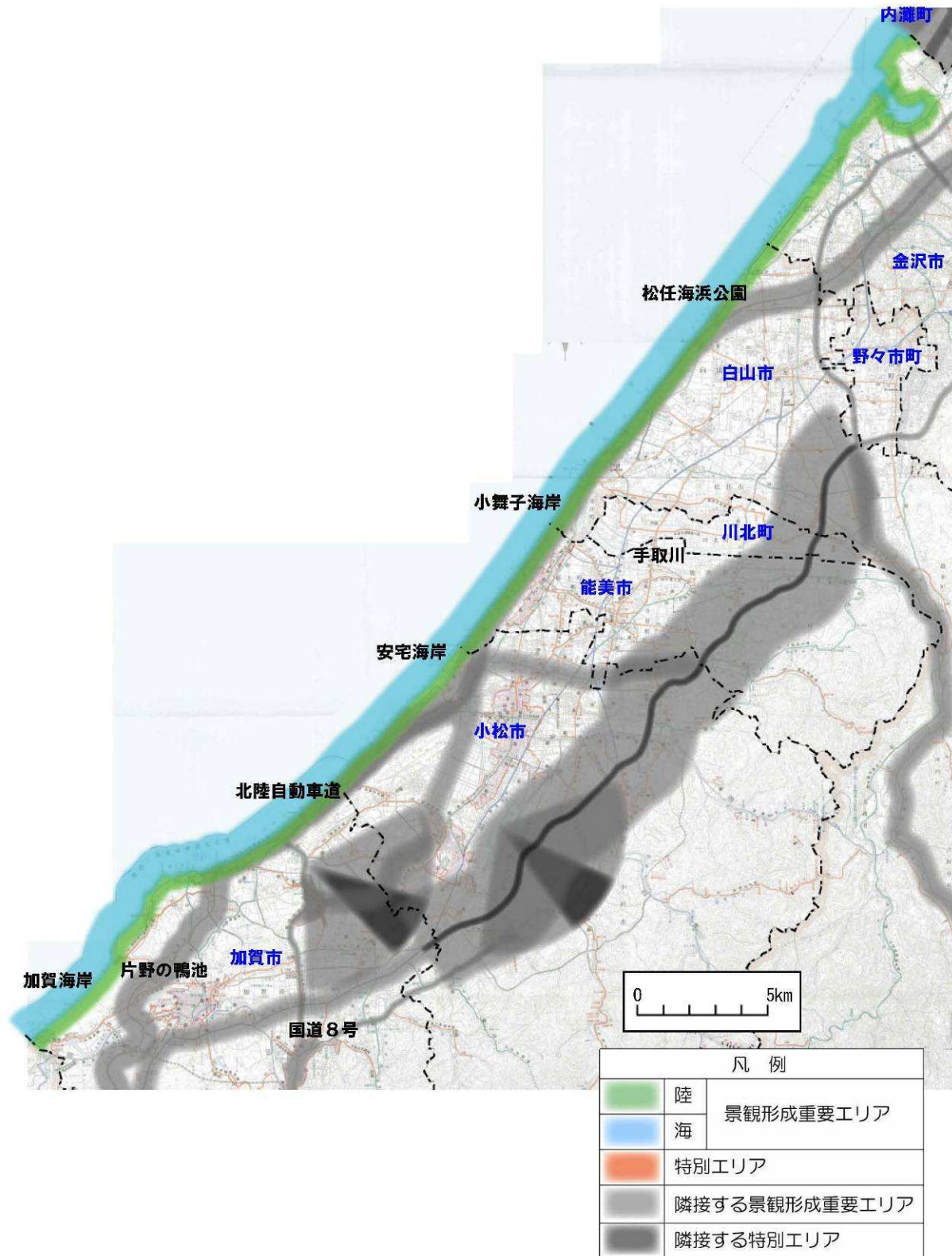


凡例	
	陸
	海
	特別エリア
	隣接する景観形成重要エリア
	隣接する特別エリア

【加賀海岸エリア】

10. 加賀海岸エリア 金沢市、白山市、能美市、小松市、加賀市	
目標	多彩で自然豊かな海岸景観と歴史ある街並み景観の保全
選定理由	<p>○長い砂丘や砂浜、断崖などの多彩な海岸景観が続き、本県を代表する観光地、自然風景地として重要である(区域の一部は越前加賀海岸国定公園に指定)。</p> <p>○「安宅の関」や橋立漁港(北前船の歴史を伝える集落)など、風土に根ざした特有の文化的な景観も存在し、これらを含めた広域・連続的な景観を保全・創出していく必要がある。</p>
景観形成方針	<p>1. 海岸景観の保全・活用 内灘砂丘や小舞子海岸、加佐ノ岬、塩屋海岸、鹿島の森など多彩で自然豊かな海岸の保全を図るとともに、これらの海岸景観を楽しむための施設整備などを推進する。</p> <p>2. 河川景観の保全・再生 手取川や梯川、大聖寺川などの河口で見られる独特の河川景観を保全・再生するため、自然環境に配慮した護岸等の整備や植生の復元等に努める。</p> <p>3. 歴史的・文化的な景観の保全・継承 安宅の関や橋立漁港など歴史的・文化的な景観の保全・活用を図る。</p> <p>4. 交通・観光拠点周辺の景観形成 金沢港や松任海浜公園(C.C.Z.)、安宅の関など主要な交通・観光拠点においては、良好な街並み景観の創出や自然環境との調和に配慮した保全及び港湾施設・護岸等の整備に努め、魅力ある拠点景観の創出を図る。</p> <p>5. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>6. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p>

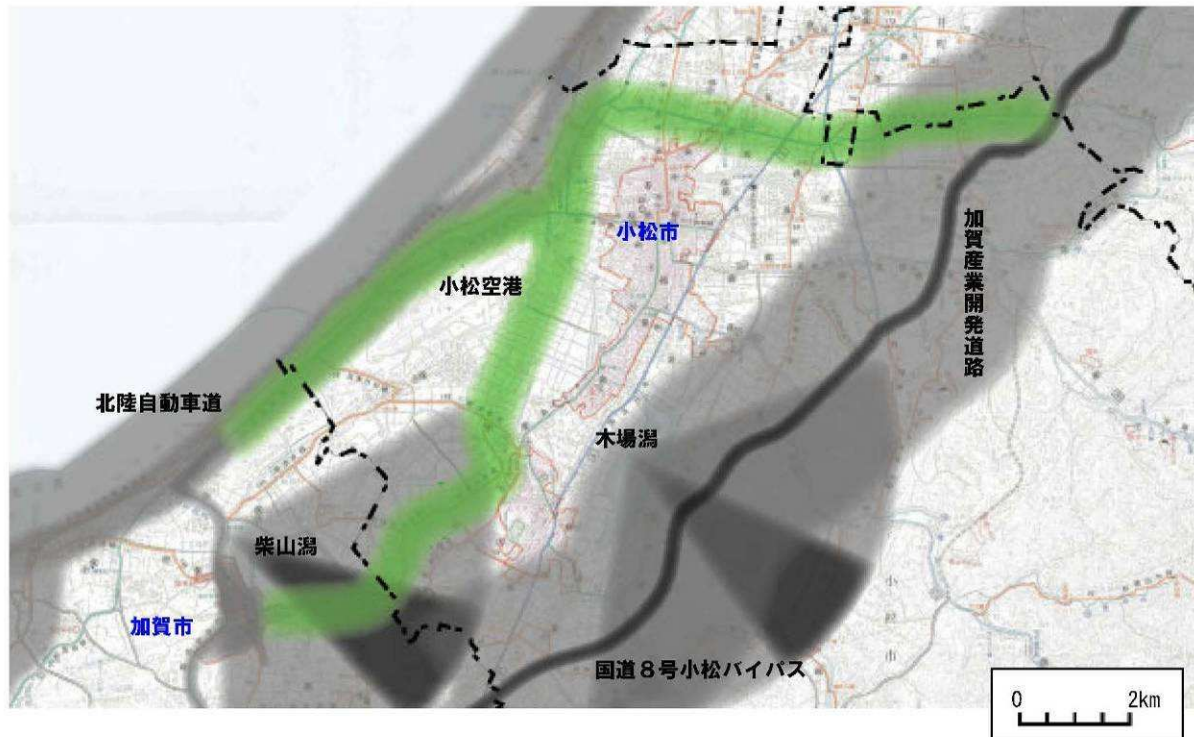
【加賀海岸エリアの図】



【小松空港周辺エリア】

11. 小松空港周辺エリア 能美市、小松市、加賀市	
目標	北陸地方の空の玄関口である小松空港と周辺道路沿道景観の保全
選定理由	○小松空港は、北陸地方における交通・交流拠点として重要である。 ○小松空港周辺は、田園を主体とした風景が広がり、白山も眺望できる。また、市街地や海岸にも近く、これらが調和した景観の保全・創出を図っていく必要がある。
景観形成方針	<p>1. 拠点景観の創出 北陸地方の空の玄関口であり、本県の観光起点となる小松空港周辺では、自然環境と調和した土地利用、建築物・屋外広告物等の規制・誘導等により拠点景観の創出を図る。</p> <p>2. 沿道景観の保全・創出 建築物や屋外広告物の規制、エコサインへの誘導、沿道花壇の整備、周辺森林の整備などにより、海岸や田園の景観に調和した良好な沿道景観の創出を図る。</p> <p>3. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>4. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p>

【小松空港周辺エリアの図】

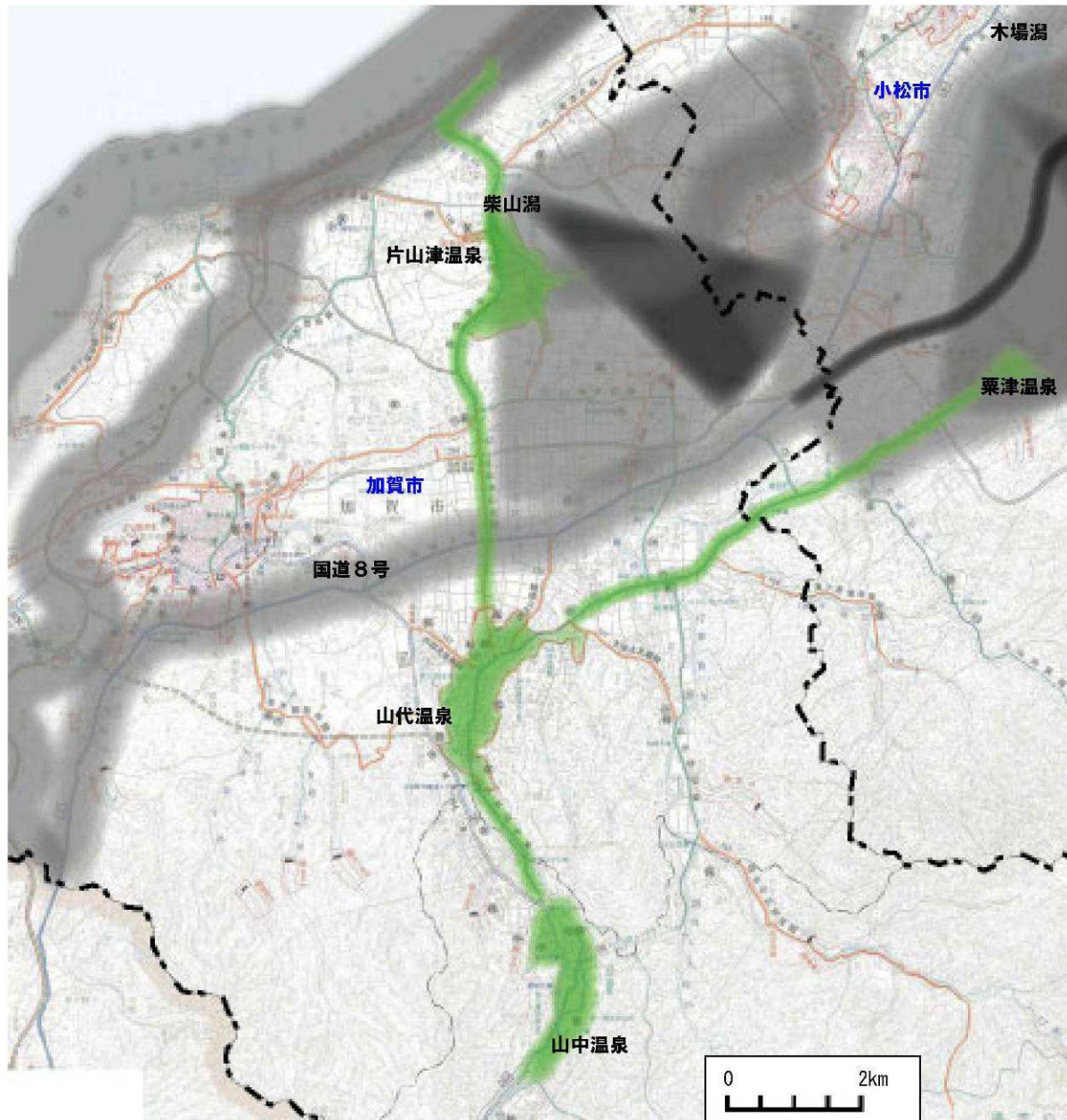


凡 例	
陸	景観形成重要エリア
海	
特別エリア	
隣接する景観形成重要エリア	
隣接する特別エリア	

【加賀温泉郷エリア】

12. 加賀温泉郷エリア 小松市、加賀市	
目標	県を代表する温泉地の情緒豊かな街並みの保全・創出
選定理由	○山代、山中、片山津、栗津の各温泉地は、全国に知られており、観光拠点として重要である。 ○各温泉地の特色を活かした情緒豊かな街並みや周辺の自然及び文化的な景観を保全・創出していく必要がある。
景観形成方針	<p>1. 魅力ある温泉地景観の創出 本県を代表する温泉郷として、個性と賑わいのある街並み景観の創出や電線類の地中化、屋外広告物の規制・誘導などにより、魅力ある温泉地景観の創出を図る。</p> <p>2. 湖沼・河川景観の保全・再生 片山津温泉に隣接する柴山潟や山中温泉を流れる大聖寺川などの水辺の景観を保全し、植生の復元や峡谷の林の整備などによる良好な景観の保全・再生を図る。</p> <p>3. 沿道景観の創出 北陸自動車道や加賀産業開発道路・国道8号などの広域幹線道路からのアクセス道路や各温泉地を結ぶ主要な道路などにおいては、建築物や屋外広告物の規制、エコサインへの誘導、街路樹の植栽などにより、良好な沿道景観の創出を図る。</p> <p>4. 歴史的・文化的な景観の保全・活用 古くから開かれた温泉地にある寺社や史跡などの歴史的・文化的な景観の保全・活用を図る。</p> <p>5. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>6. 景観阻害要因の排除等 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p>

【加賀温泉郷エリアの図】

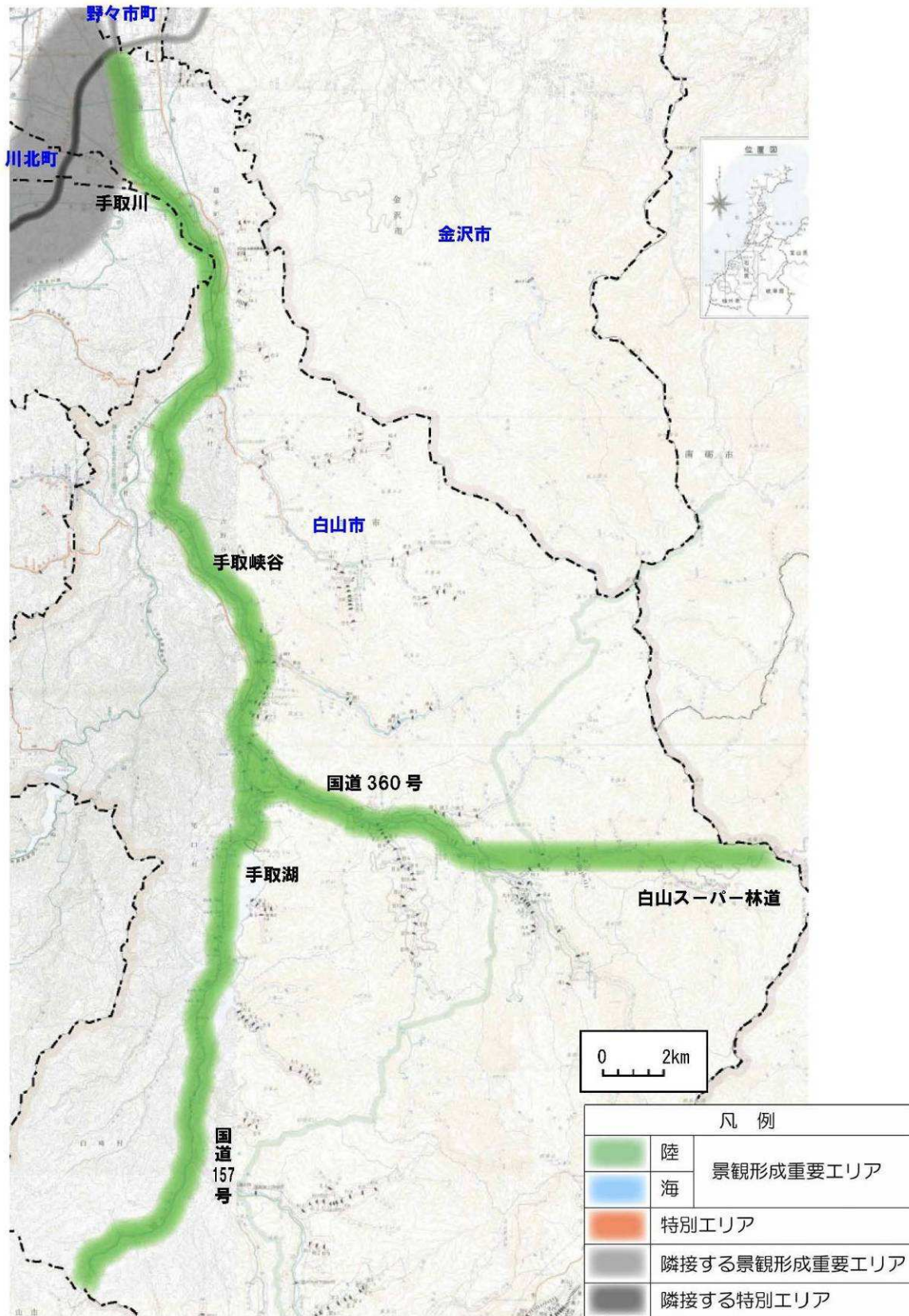


凡 例	
陸	景観形成重要エリア
海	
特別エリア	
隣接する景観形成重要エリア	
隣接する特別エリア	

【白山ろくエリア】

13. 白山ろくエリア	
野々市町、白山市、川北町、能美市	
目標	白山の自然と文化が調和した良好な田園・里山・農山村景観の保全
選定理由	○国道157号は、金沢地域と白山地域を結ぶ幹線道路として重要である。 ○市街地から田園・里山、農山村集落、山地・溪谷などの多彩で連続的な沿道景観や白山の眺望景観を保全・創出していく必要がある。
景観形成方針	<p>1. 沿道景観の保全・創出 建築物や屋外広告物の規制、エコサインへの誘導、沿道花壇の整備、周辺森林の整備などにより、田園や山地に調和した良好な沿道景観の創出を図る。</p> <p>2. 眺望景観の保全 白山をはじめとする山並みや集落・田園などの景観が楽しめるように、道路沿道からの眺望景観の保全を図る。</p> <p>3. 農山村集落や文化的な景観の保全 白峰をはじめとする伝統的な山村集落景観や自然との調和から生まれた独特の生活文化等の保全を図る。</p> <p>4. 観光拠点周辺の景観形成 白山ろくテーマパークや一里野国民休養地などの保養・観光施設周辺においては、自然環境と調和した観光拠点景観の保全・創出を図る。</p> <p>5. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>6. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p>

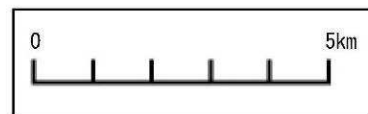
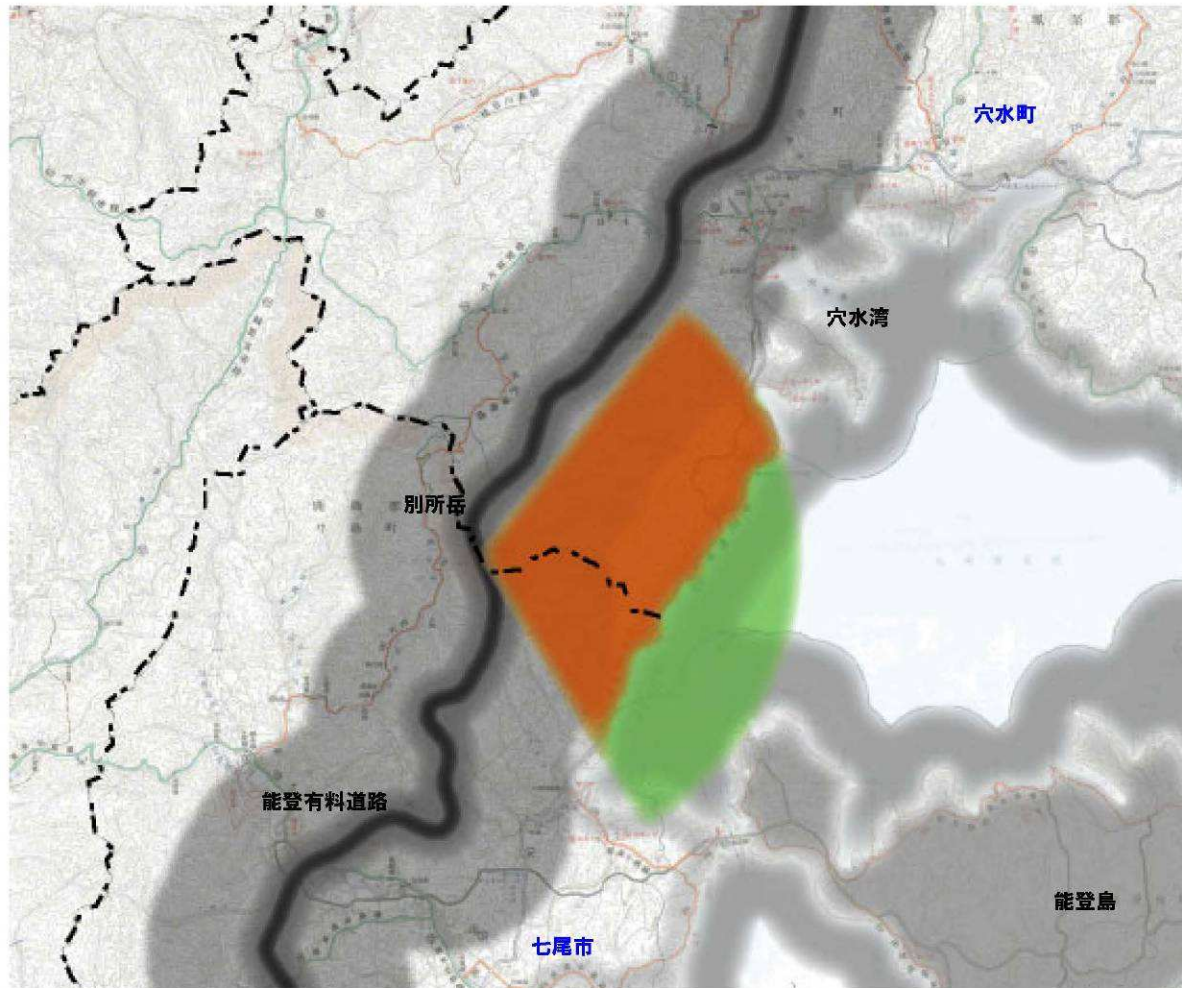
【白山ろくエリアの図】



【七尾湾眺望エリア】

14. 七尾湾眺望エリア 穴水町、七尾市	
目標	七尾湾と能登島の眺望景観の保全
選定理由	<p>○別所岳周辺は、七尾湾を俯瞰する良好な景観が得られる地域であり、本県を代表する眺望景観として重要である。</p> <p>○七尾湾の眺望を確保するため、眺望地点周辺や七尾湾・能登島沿岸地域の景観を保全・創出していく必要がある。</p>
景観形成方針	<p>1. 眺望景観の保全 波静かな七尾湾と能登島からなる内湾の眺望景観を保全するため、眺望対象となる海岸線や丘陵地・森林などの景観の保全創出を図る。</p> <p>2. 視点場の整備 七尾湾の眺望を楽しみ、景観保全の重要性を普及啓発するための場所として、休憩施設や駐車場、案内・解説看板などの整備に努める。</p> <p>3. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>4. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p>

【七尾湾眺望エリアの図】

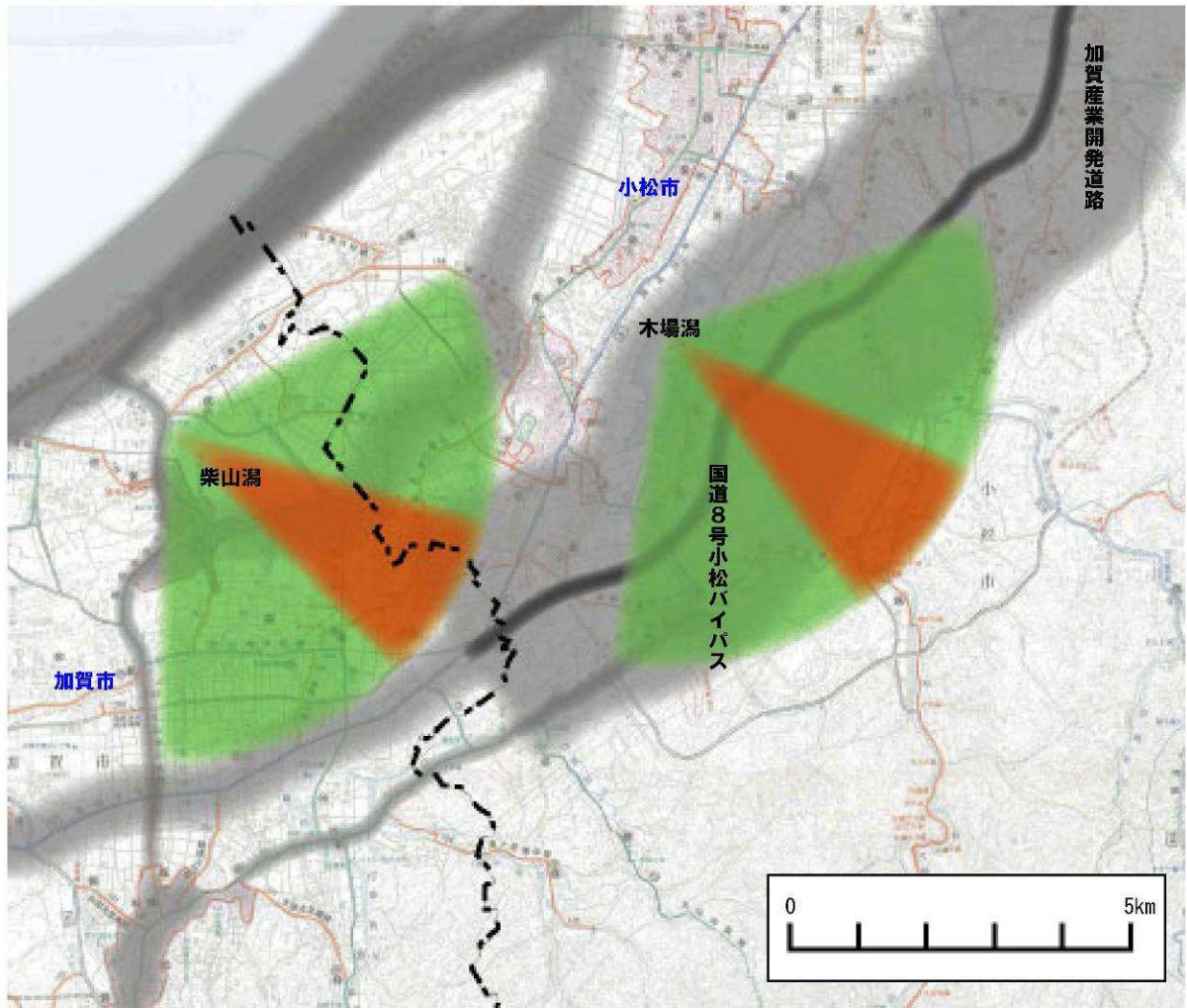


凡例	
陸	景観形成重要エリア
海	
特別エリア	
隣接する景観形成重要エリア	
隣接する特別エリア	

【白山眺望エリア】

15. 白山眺望エリア 小松市、加賀市	
目標	白山の眺望景観の保全と木場潟、柴山潟など周辺景観の保全・創出
選定理由	○木場潟や柴山潟は、湖面を前景に奥行きと広がりのある開放的な白山眺望が得られる地域であり、本県を代表する眺望景観として重要である。 ○白山の眺望を確保するため、木場潟、柴山潟及びその周辺地域の景観を保全・創出していく必要がある。
景観形成方針	<p>1. 眺望景観の保全 白山の主峰部を中心とした眺望景観を保全するため、前景となる山並みのスカイラインを切るなど眺望景観を阻害するおそれのある建築物等の高さや色彩等を規制・誘導するとともに、山地・森林や湖沼・田園などの景観の保全・創出を図る。</p> <p>2. 湖沼景観の保全・創出 白山の眺望景観の構成上、特に重要な要素である木場潟や柴山潟の景観を保全するため、周辺の建築物等の高さや色彩等を規制・誘導するとともに、湖岸のヨシや樹木の保全・再生、水質の改善を図る。</p> <p>3. 視点場の整備 白山の眺望を楽しみ、景観保全の重要性を普及啓発するための場所として、休憩施設や駐車場、案内・解説看板などの整備に努める。</p> <p>4. 公共施設における景観的配慮 道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。</p> <p>5. 景観阻害要因の改善 景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。</p>

【白山眺望エリアの図】



凡例	
陸	景観形成重要エリア
海	
特別エリア	
隣接する景観形成重要エリア	
隣接する特別エリア	

2) 石川県景観計画

景観法の規定に基づき、「いしかわ景観総合計画」を尊重して、具体的な規制範囲や制限内容を示す「石川県景観計画」では、例えば建築物等の形態や色彩その他の意匠について、勧告又は変更命令ができるなど、一定の強制力を伴うことから、より実効性の高い規制誘導による景観の保全・創出が可能になります。

【景観形成を図るべき区域】

○景観計画区域

石川県全域とする（景観行政団体である市町（金沢市、加賀市、七尾市、輪島市、小松市、白山市）の区域を除く。）。

○景観形成重要地域

特に良好な景観の形成を図る必要のある地域。

○特別地域

景観形成重要地域のうち、建築物等の形態・意匠等が景観に及ぼす影響が特に大きな地域として限定した区域。

●届出対象行為一覧

行為の種類		届出対象規模		
		景観計画 区域	景観形成 重要地域	特別地域
建築物の新築、増築、 色彩の変更 など	建築面積	1,000 m ² 超	500 m ² 超	200 m ² 超
	高さ	13m 超		10m 超
工作物の新設、増築、 色彩の変更 など	高さ	13m 超		10m 超
開発行為	開発面積	10,000 m ² 超		3,000 m ² 超

●景観形成基準

■建築物及び工作物（○は景観形成重要地域で追加する基準、◎は特別地域で追加する基準）

項目	景観形成基準
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> 敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> 敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に優れた位置とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ○調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ◎既存の街並みのスカイラインなど周辺環境と突出しない高さとする。 ◎優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。 ◎公共用地等からの後退によるオープンスペースは、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮し、一体的な空間となるよう配慮する。
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表1（い）欄のとおりとする。 ◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表1（ろ）欄のとおりとする。

■建築物及び工作物（○は景観形成重要地域で追加する基準、◎は特別地域で追加する基準）

項目	景観形成基準
材料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。 ・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。 ・金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 <p>○地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。</p>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。 ・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。 ・敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。 <p>○地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。</p> <p>○地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。 ・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。 ・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 ・行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。 <p>○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。</p>

■開発行為

項目	景観形成基準
盛土 切土	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。 ・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。 ・自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。
のり面	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模なりの面が生じないよう配慮する。 ・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。
樹木等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。 ・景観に配慮した植栽計画とする。

【別表1 - 色彩の基準（JIS Z 8721 による）】

	(い) 景観形成重要地域	(ろ) 特別地域		
		0.1R~5Y	5.1Y~10Y	その他
色相	全色相	0.1R~5Y	5.1Y~10Y	その他
明度	8.5 以下	3~8.5	3~8.5	3~8.5
彩度	6 以下	6 以下	4 以下	2 以下

ただし、次に掲げる場合には適用しない。

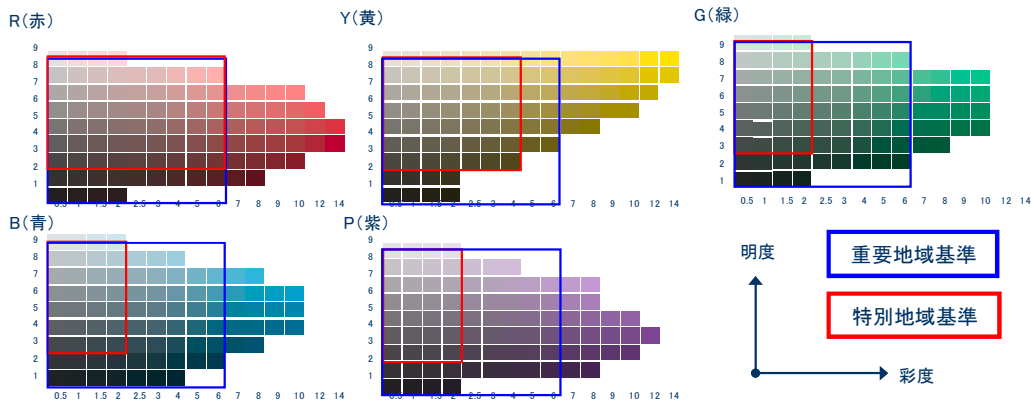
- ① 表面に着色しない素材を使用する場合
- ② 見付面積の5分の1未満の範囲内で、外壁のアクセント色とする場合
- ③ 他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合
- ④ その他必要と認める場合

●色彩の数値基準（マンセル表色系（JIS Z 8721）による）

	色相（色あい）	明度（明るさ）	彩度（鮮やかさ）
景観形成重要地域 眺望景観保全地域	全色相	8.5 以下 明るすぎない	6 以下 鮮やかすぎない
特別地域	0.1R～5Y	3～8.5 明るすぎない 暗すぎない	6 以下 鮮やかすぎない
	5.1Y～10Y		4 以下 鮮やかすぎない
	その他		2 以下 鮮やかすぎない

※マンセル値とは、国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」の3つの属性である「色相（色あい）」「明度（明るさ）」「彩度（鮮やかさ）」を組み合わせて表記する記号です。

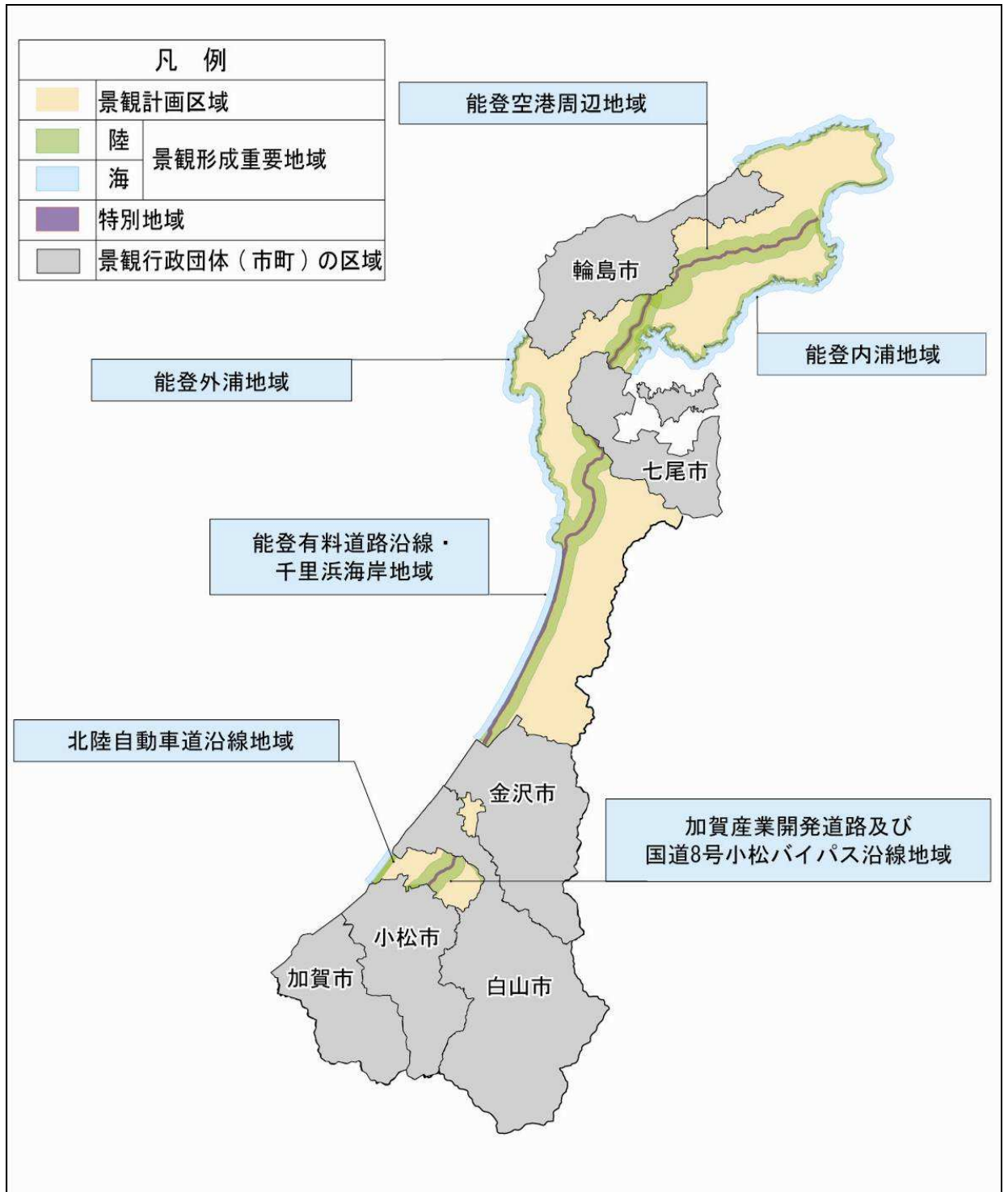
例：■色相 5R、明度 5、彩度 10



●建築物等の基準



【石川県景観計画の区域図】



3) 石川県眺望計画

石川県眺望計画は、本県を代表する優れた眺望景観の保全・創出を図るために、いしかわ景観総合条例の規定に基づき策定されています。景観法に基づく「景観計画」では、建築物等の色彩・デザインについては、変更命令までの強制力のある規制が可能であり、罰則も適用されますが、高さについては、指導・勧告までです。眺望景観の保全については、景観総合条例の規定に基づき、高さについても変更命令までの規制ができるよう、景観法並みの罰則を規定しています。

【眺望を保全すべき地域】

○眺望景観保全地域

優れた眺望景観を形成する必要がある地域。

○特別地域

眺望景観保全地域のうち、建築物等の高さ等が眺望景観に及ぼす影響の特に大きい地域。

	白山眺望	七尾湾眺望
眺望景観保全地域	視点場から白山山頂を中心とした水平角約 120°、距離 3~5km	視点場から七尾湾方向に水平角約 110°、距離 5km
特別地域	上記のうち白山山頂を中心とした水平角約 30°	上記のうち距離 3~5km の陸域

●届出対象行為一覧

行為の種類		届出対象規模	
		眺望景観保全地域	特別地域
建築物の新築、増築、色彩の変更 など	建築面積	500 m ² 超	200 m ² 超
	高さ	13m 超	10m 超
工作物の新設、増築、色彩の変更 など	高さ	13m 超	10m 超
開発行為	開発面積	10,000 m ² 超	3,000 m ² 超

【別表2 - 色彩の基準 (JIS Z 8721 による)】

	(い) 眺望景観保全地域	(ろ) 特別地域		
色相	全色相	0.1R~5Y	5.1Y~10Y	その他
明度	8.5 以下	3~8.5	3~8.5	3~8.5
彩度	6 以下	6 以下	4 以下	2 以下

ただし、次に掲げる場合には適用しない。

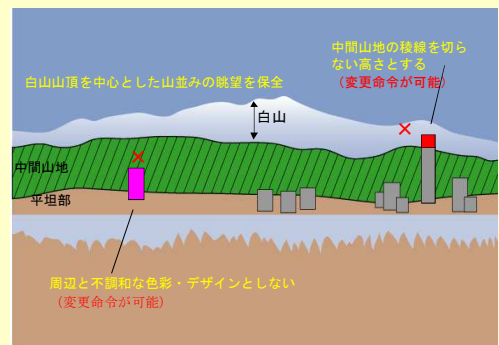
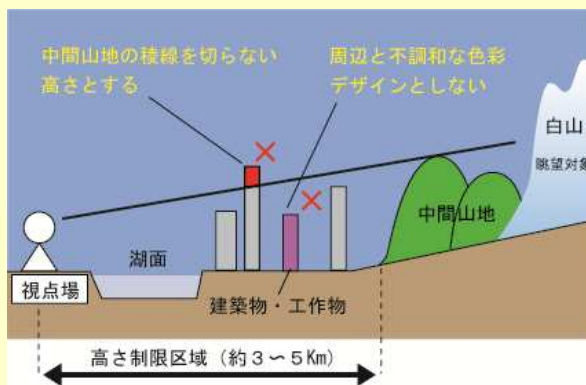
- ① 表面に着色しない素材を使用する場合
- ② 見付面積の5分の1未満の範囲内で、外壁のアクセント色とする場合
- ③ 他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合
- ④ その他必要と認める場合

■眺望景観保全の考え方

白山の眺望景観を遮ったり、調和を乱したりするような建築物や工作物の立地は抑制するとともに、建築物等の高さについては、視点場からの距離、土地利用やまちづくりの状況に応じて基準を定めます。



▲木場潟から見える白山眺望



例えば下の例のように、木場潟の視点場から望む白山眺望は、高い建物や色彩の鮮やかな建物が建つことで、景観が阻害されてしまいます。このような景観を阻害する建築物の高さや色彩を規制することで、良好な眺望景観の保全を図ります。



(1) 白山眺望景観保全地域（木場潟）

①区域等

○視点場及び視対象

- ・視点場は、木場潟公園の「五郎座橋」から「湿原の森」までの遊歩道とする。
- ・視対象は、白山の主峰部を中心とした白山山系とする。

○眺望景観保全地域

優れた眺望景観を形成する必要がある地域として、別図1に「眺望景観保全地域」と図示した範囲とする。

○特別地域

眺望景観保全地域のうち、建築物等の高さ等が眺望景観に及ぼす影響の特に大きい地域として、別図1に「特別地域」と図示した範囲とする。

②眺望景観に関する方針

○眺望景観の保全、湖沼景観の保全・創出

○視点場の整備

○公共施設における景観的配慮、景観阻害要因の改善

③行為の制限に関する事項

○印は眺望景観保全地域で適用する基準、◎印は特別地域で追加する基準

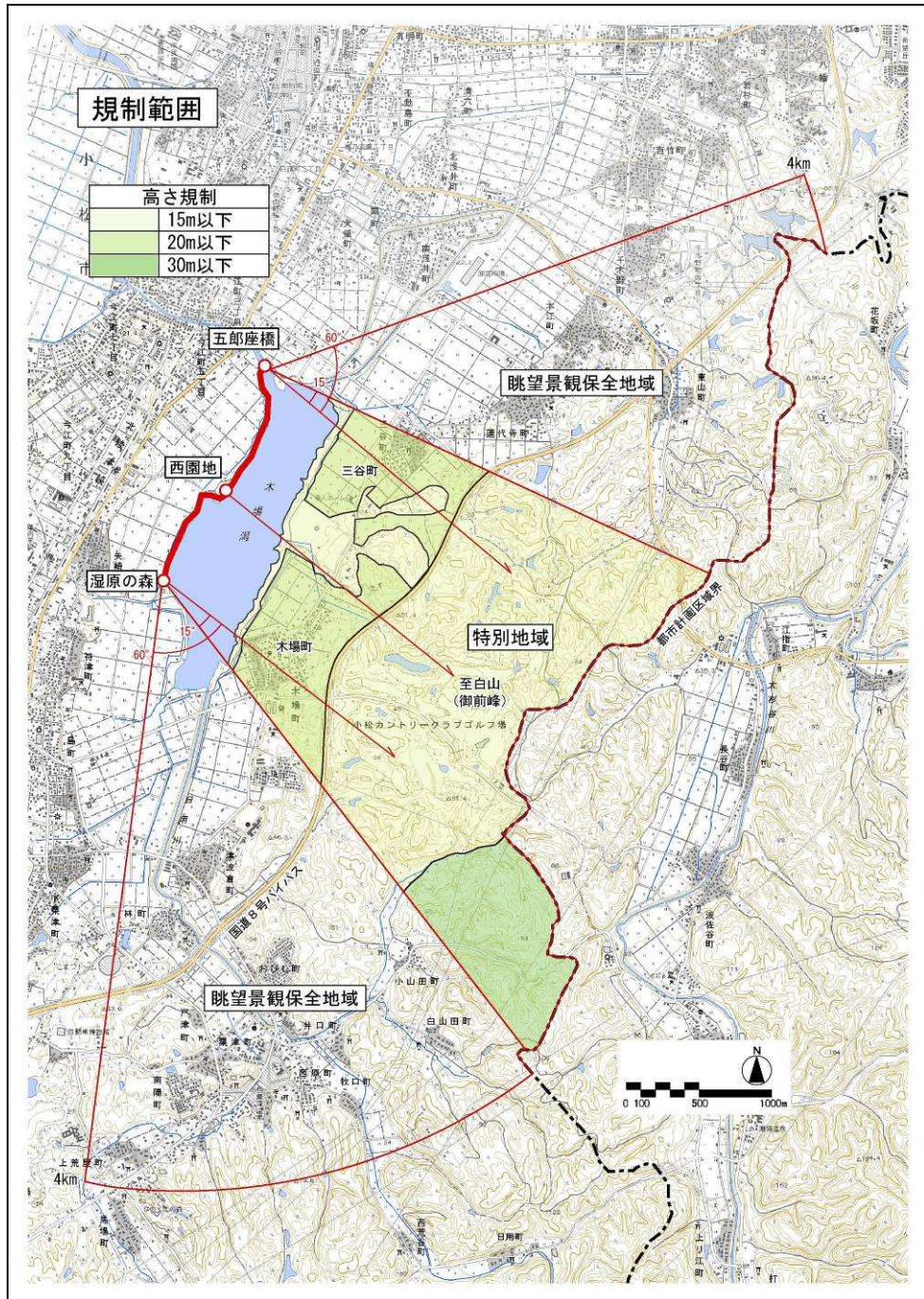
●建築物及び工作物

項目	眺望景観形成基準
位置・規模 (高さ)	○視点場からの眺望景観を損なうことのない位置・高さとするよう配慮する。 ◎視点場から最も近い中間山地（能美・江沼丘陵）の稜線を切らない位置・高さとする。
形態意匠	○周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。 ○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。 ○勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とする。
色彩	○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。 ○多くの色やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。 ◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（ろ）欄のとおりとする。
材料	○周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。 ○耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。 ○金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。
植栽	○できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けるよう配慮する。 ○植栽により、建築物等から受ける圧迫感や突出感を和らげるよう配慮する。 ◎建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植生に調和した緑化に努める。
その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 ○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

●開発行為

項目	眺望景観形成基準
盛土・切土	○木場潟の湖岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。 ○土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。 ○自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。
のり面	○大規模なりのり面が生じないよう配慮する。 ○擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。
樹木等	○敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。 ○景観に配慮した植栽計画とする。

【別図 1 ー白山眺望景観保全地域（木場潟）】



▲木場潟からの白山眺望



(2) 白山眺望景観保全地域（柴山湯）

①区域等

○視点場及び視対象

- ・視点場は、主要地方道山中伊切線の「源平橋」とする。
- ・視対象は、白山の主峰部を中心とした白山山系とする。

○眺望景観保全地域

優れた眺望景観を形成する必要がある地域として、別図2に「眺望景観保全地域」と図示した範囲とする。

○特別地域

眺望景観保全地域のうち、建築物等の高さ等が眺望景観に及ぼす影響の特に大きい地域として、別図2に「特別地域」と図示した範囲とする。

②眺望景観に関する方針

- 眺望景観の保全、湖沼景観の保全・創出
- 視点場の整備
- 公共施設における景観的配慮、景観阻害要因の改善

③行為の制限に関する事項

○印は眺望景観保全地域で適用する基準、◎印は特別地域で追加する基準

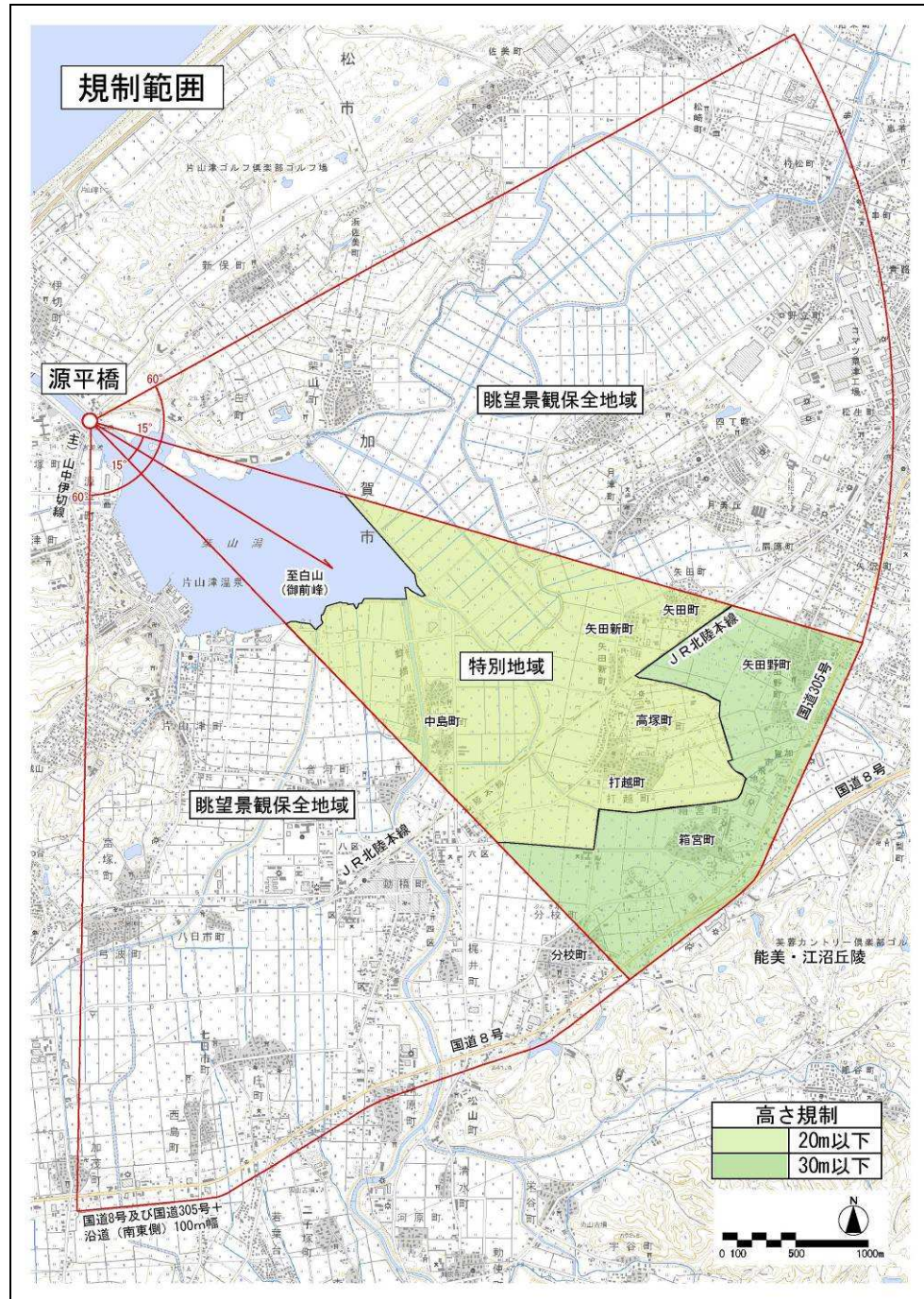
●建築物及び工作物

項目	眺望景観形成基準
位置・規模 (高さ)	○視点場からの眺望景観を損なうことのない位置・高さとするよう配慮する。 ◎視点場から最も近い中間山地（能美・江沼丘陵）の稜線を切らない位置・高さとする。
形態意匠	○周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。 ○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。 ○勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とする。
色彩	○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。 ○多くの色やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。 ◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（ろ）欄のとおりとする。
材料	○周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。 ○耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。 ○金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。
植栽	○できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けるよう配慮する。 ○植栽により、建築物等から受ける圧迫感や突出感を和らげるよう配慮する。 ◎建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植生に調和した緑化に努める。
その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 ○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

●開発行為

項目	眺望景観形成基準
盛土・切土	○柴山湯の湖岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。 ○土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。 ○自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。
のり面	○大規模なりの面が生じないよう配慮する。 ○擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。
樹木等	○敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。 ○景観に配慮した植栽計画とする。

【別図2 一白山眺望景観保全地域（柴山潟）】



▲柴山潟からの白山眺望

(3) 七尾湾眺望保全地域（別所岳サービスエリア）

①区域等

○視点場及び視対象

- ・視点場は、能登有料道路「別所岳サービスエリア」とする。
- ・視対象は、七尾湾及び能登島とする。

○眺望景観保全地域

優れた眺望景観を形成する必要がある地域として、別図3に「眺望景観保全地域」と図示した範囲とする。

○特別地域

眺望景観保全地域のうち、建築物等の高さ等が眺望景観に及ぼす影響の特に大きい地域として、別図3に「特別地域」と図示した範囲とする。

②眺望景観に関する方針

○眺望景観の保全

○視点場の整備

○公共施設における景観的配慮、景観阻害要因の改善

③行為の制限に関する事項

○印は眺望景観保全地域で適用する基準、◎印は特別地域で追加する基準

●建築物及び工作物

項目	眺望景観形成基準
位置・規模 (高さ)	○視点場からの眺望景観を損なうことのない位置・高さとするよう配慮する。 ◎視点場から見た七尾湾の海岸線（又は見かけ上の海岸線）を切らない位置、高さとする。
形態意匠	○周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。 ○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。 ○勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とする。
色彩	○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。 ○多くの色やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。 ◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（ろ）欄のとおりとする。
材料	○周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。 ○耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。 ○金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。
植栽	○できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けるよう配慮する。 ○植栽により、建築物等から受ける圧迫感や突出感を和らげるよう配慮する。 ◎建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植生に調和した緑化に努める。
その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 ○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

●開発行為

項目	眺望景観形成基準
盛土・切土	○日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。 ○土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。 ○自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。
のり面	○大規模なりの面が生じないよう配慮する。 ○擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。
樹木等	○敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。 ○景観に配慮した植栽計画とする。

【別図3 - 七尾湾眺望景観保全地域（別所岳サービスエリア）】



▲別所岳 SA からの七尾湾眺望

4) 屋外広告物施策

(1) 屋外広告物禁止地域の指定

いしかわ景観総合計画の地域指定と整合した屋外広告物禁止地域を指定しています。

【地域区分】

○禁止地域

自家用や案内誘導以外の広告物の表示が禁止されるほか、マンセル値による色彩基準などの制限を受けます。

○許可地域

禁止地域以外の場所は許可地域となり、広告物を設置するときには、知事の許可が必要です。

●屋外広告物施策と景観形成施策の一体的実施

広告物の撤去、電線類の地中化、沿道の緑化を一体的に図ることで、白山の眺望景観を確保することができます。

(例) 広告物撤去 + 電線類地中化 + 沿道の緑化 ⇒ 眺望景観の確保



●屋外広告物の規制誘導

無秩序に乱立する屋外広告物の撤去、電線類の地中化を図ることで、白山の眺望景観を確保し、良好な沿道景観も創出することができます。



■屋外広告物の基礎知識

屋外広告物とは？

屋外広告物法では、次の4つの要件すべてに該当するものを「屋外広告物」として定めています。

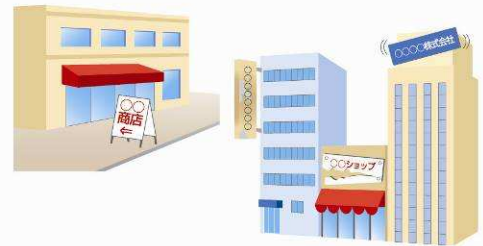
- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示（誰でも見ることのできる）されるもの
- ④看板、立看板、はり紙、はり札や広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、または表示されたものやこれらに類するもの
※これらの要件すべてに該当するものであれば、営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものでも屋外広告物となります。



禁止広告物

次のような広告物は、どのような場合でも一切表示できません。

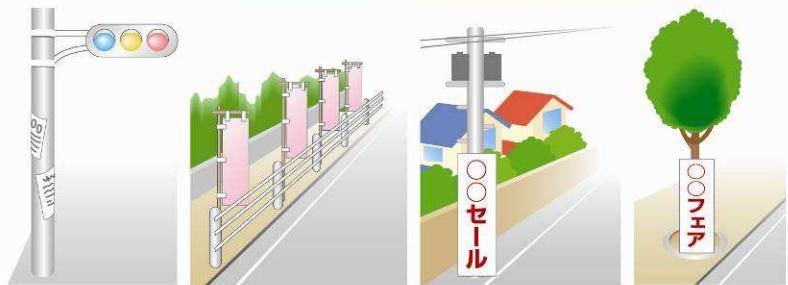
- ①著しく汚染し、たい色し、または塗料等のはく離がみられるもの
- ②著しく破損し、または老朽したもの
- ③倒壊または落下のおそれのあるもの
- ④信号機または、道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるもの
- ⑤道路の交通の安全を阻害するおそれのあるもの



禁止物件

公共物や街路樹、文化財など広告物の掲出が禁止されている物件があります。これらの物件には、原則として広告物を掲出することができません。

- 広告物の掲出が禁止されている物件
街路樹、信号機、道路標識、歩道柵 など
- はり紙、はり札等、広告旗、立看板等を掲出できない物件
電柱、街灯柱の類 など



▲出典：石川県「屋外広告物のルール」パンフレットより

■屋外広告物の許可基準と禁止地域における許可の上乗せ基準

許可基準

●自立広告物(自家用広告物)

■高さ
13m以下

■表示面積
敷地面積1ha未満の場合
1面15m²以内、合計30m²以内
敷地面積1ha以上の場合
1面20m²以内、合計40m²以内

表示面積の合計
30(40)m²以内
()内は敷地面積1ha以上の場合

●建築物や工作物の壁面を利用する広告物

■表示面積
広告物を表示する壁面の面積が100m²以内のとき
20m²以内かつ、当該面積の1/2以内
広告物を表示する壁面の面積が100m²を超えるとき
当該面積の1/5以内

※壁面の端から突出して設置しないこと・壁面の窓や開口部を閉鎖しないこと

●自立広告物(自家用広告物ではないもの)

■高さ
10m以下

■表示面積
1面15m²以内、合計30m²以内

表示面積の合計
30m²以内

●建築物等から突出する広告物

●屋上広告物

■高さ
広告物等の本体の高さは10m以下、かつ、建築物の高さの2/3以内

■設置個数
建築物1棟につき1個まで

※屋上の端から突出しないこと

■設置位置
外壁から突出する部分
1.5m以下

■広告物等の下端の高さ
道路以外の場所
地上から2.5m以上
道路を占有して掲出しようとする場合は、道路管理者に確認すること(自家用広告であって、道路敷外に余地がないなど、やむを得ない場合に限られる)

※広告物等の上端は軒高を超えないこと

※はり紙、立看板、広告幕、置看板等の広告物についても基準があります。
また、許可を受ける必要のない広告物もありますので、詳しくは各土木事務所へお問い合わせください。
(例:自家広告物で10m²以下のもの)

禁止地域における許可の上乗せ基準(自家用や案内誘導以外の) 広告物は禁止されます

●自家用広告物

■色彩基準
広告板・広告塔の表示面の彩度(文字以外で1/3を超えて使用する色彩)
●色相Y(黄)・YR(黄赤)
マンセル値の彩度10以下
●その他の色相
マンセル値の彩度8以下

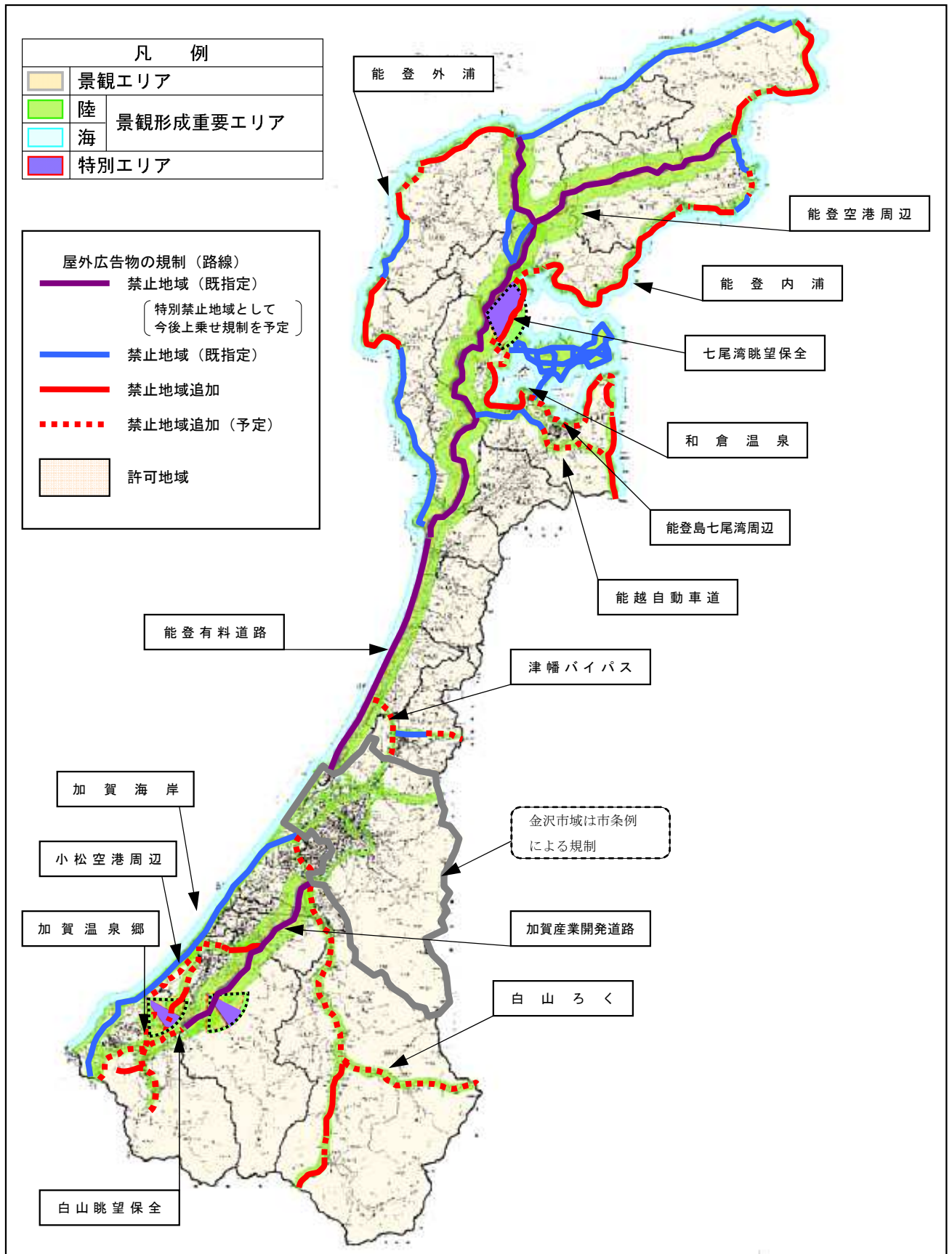
表示面積の合計
第1種 15m²以内
第2種 壁面方向ごとに、壁面の面積×3/10の面積以内又は20m²以内の大きい方

●案内誘導広告物

■色彩基準
●原則として2色以内
表示面の彩度(文字以外で1/3を超えて使用する色彩)
●色相Y(黄)・YR(黄赤)
マンセル値の彩度10以下
●その他の色相
マンセル値の彩度8以下

表示面積
第1種 1面1.5m²以内 合計3m²
第2種 1面3.0m²以内 合計6m²

【屋外広告物禁止地域の区域図】



(2) エコサインガイドライン

①目的

屋外広告物による良好な景観づくりを積極的に推進するため、良質なデザインや環境への配慮により、地域の良好な景観・環境づくりに資する広告物をエコサインと定義し、積極的な設置を推進します。

エコサインについては、制度運用のためのガイドライン「いしかわエコサインガイドライン」を策定し、指標やデザインについて審査を行い、県が認定して、事業者等に対するインセンティブを付与しています。

【いしかわエコサインの5つの類型】

① 地域景観への配慮	● 地域を特徴づけるデザインや素材などを用い、景観形成に資するもの	
② 良質なデザイン	● 良質かつ普遍的なデザインにより、地域の活性化、景観形成に資するもの	
③ 自然素材の活用	● 自然素材の特色を活かし、景観及び環境への配慮が見られるもの	
④ 看板の集合化	● 集合化により省資源化に効果を有し、環境への配慮が見られるもの	
⑤ リサイクルへの配慮	● 再資源化や省資源化に効果を有し、環境への配慮が見られるもの	



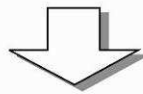
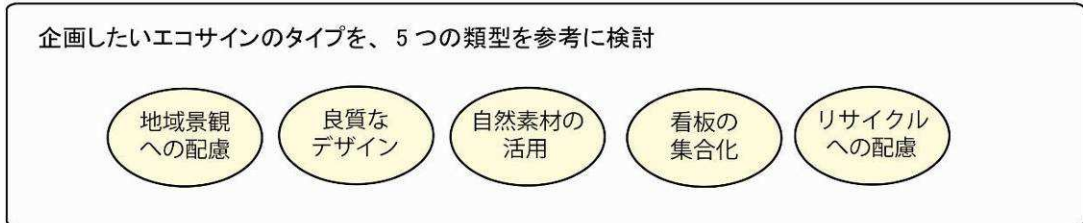
これらの要素が取り入れられた屋外広告物のうち、優れた屋外広告物を優良広告物(エコサイン)として認定します。

②エコサインの認定

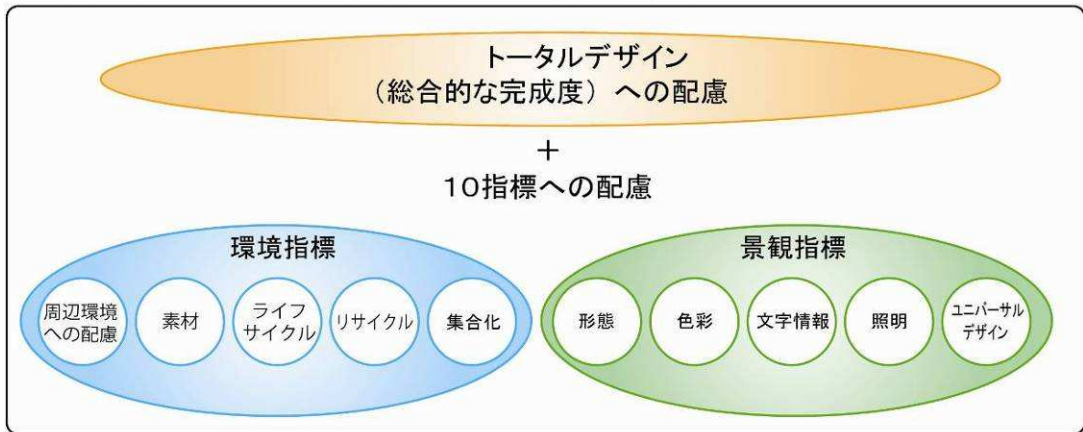
エコサインは、エコサインガイドラインの規定に基づき、県が認定を行います。

【エコサインの企画検討フロー】

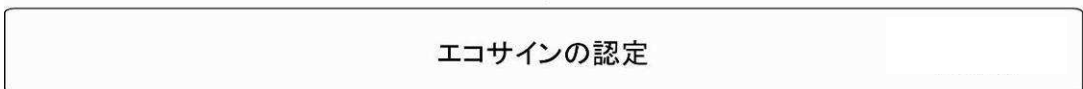
STEP1 種類の検討



STEP2 それぞれの指標（配慮事項）を踏まえた企画



※ 5つの類型によって配慮すべき指標はそれぞれ異なります。(下表参照)



■ 5つの類型と、特に配慮すべき指標

	環境指標					景観指標				
	周辺環境への配慮	素材	ライフサイクル	リサイクル	集合化	形態	色彩	文字情報	照明	ユニバーサルデザイン
①地域景観への配慮	○	○			○	○	○		○	
②良質なデザイン	○	○			○	○	○	○	○	○
③自然素材の活用	○	○	○				○			
④看板の集合化	○				○	○	○	○		
⑤リサイクルへの配慮		○	○	○						

【エコサイン事例】



▲木場潟公園・西園地（小松市）



▲源平橋（加賀市）



▲健民海浜公園（金沢市）



▲能登島大橋ロードパーク（七尾市）



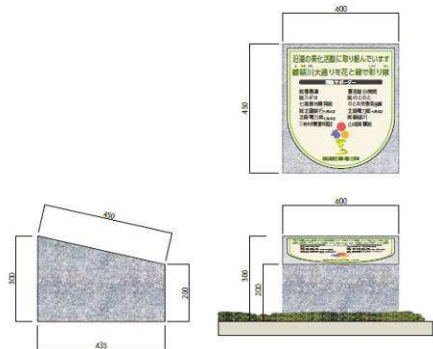
▲なまこや（七尾市）



▲永井豪記念館（輪島市）



▲主要地方道小松加賀線（小松市）



▲一般県道七尾港線（七尾市）

5) いしかわの里山景観の保全

【これまでの取組】

○人材の育成

- ・里山保全活動リーダー養成講座

里山保全活動に必要な知識と技術を習得し、楽しく安全なワーキングホリデーを実施するための指導者養成を目的とした講座。

○活動の体験

- ・里山保全ワーキングホリデー

雑木林の間伐や散策路の整備など、里山の保全と活用のための活動を楽しみながら体験。

- ・里山あそび塾

親子を対象に里山のめぐみを活用したクラフトや料理を体験。

○制度の整備

- ・ふるさと石川の環境を守り育てる条例（2004年）に里山保全に関する条項、里山保全再生協定制度の創設

里山活動団体と土地所有者が締結する「里山保全再生協定」を県が認定。指導者の派遣や活動支援交付金などにより、活動を支援する。

○拠点施設の整備

- ・1980年 金沢市に夕日寺健民自然園をオープン
- ・2007年 拠点施設「里山ふるさと館」「体験工房」を整備

ワーキングホリデーや里山あそび塾、「もりの保育園」や「里山で健康づくり倶楽部」の実施など里山とのふれあいの拠点として活用されている。

○いしかわ森林環境税の導入

- ・森林の公益的機能を高めるため、荒廃した人工林を針広混交林に誘導
- ・県民の理解と参加による森づくりを推進

企業の森づくりの推進、こども森の恵み推進事業、県民森づくり大会など。



▲里山のある農村集落のイメージ



▲里山のある農村集落のイメージ

6) 公共事業景観形成ガイドライン

(1) 目的

県が先導して公共事業による良好な景観を形成していくことは、地域の良好な景観の創出に大きな役割を果たすため、条例に基づく「公共事業景観形成指針」を定め、県の関係部局が整備の参考にできるガイドラインを策定し、景観に配慮した良質な公共施設の整備を促進します。

また、国や市町、公共性の高い民間施設（面的整備、再開発ビル、バス停、駅、公園内の売店など）についても、本ガイドラインに配慮することを推奨します。

(2) 概要

- ・県が先導的に公共事業による良好な景観の創出を図ります。
- ・ガイドラインでは、各施設共通の整備指針と施設別の整備指針を示しています。
- ・公共事業を実施する際には、設計、施工など各段階でチェックリストを添付します。
- ・石川県内における下記の施設整備を対象とします。
 - ①道路 ②橋梁 ③河川・水路 ④ダム ⑤砂防・治山 ⑥港湾・漁港 ⑦空港
 - ⑧海岸 ⑨公園・緑地 ⑩公共建築物 ⑪農地整備 ⑫森林整備 ⑬上下水道
 - ⑭自然公園 ⑮面的整備事業



▲金沢城公園



▲永光寺川



▲山中ゆげ街道



▲能登有料道路

7) 景観影響評価（景観アセスメント）

高さが60mを超える建築物等は、海岸線や山並みのスカイラインなどの景観に与える影響が特に大きいものであることから、設置事業者は景観影響評価（景観アセスメント）を行うことが義務づけられており、県は計画の早い段階から景観への影響を検討することとしています。

【景観影響評価の対象となる行為】

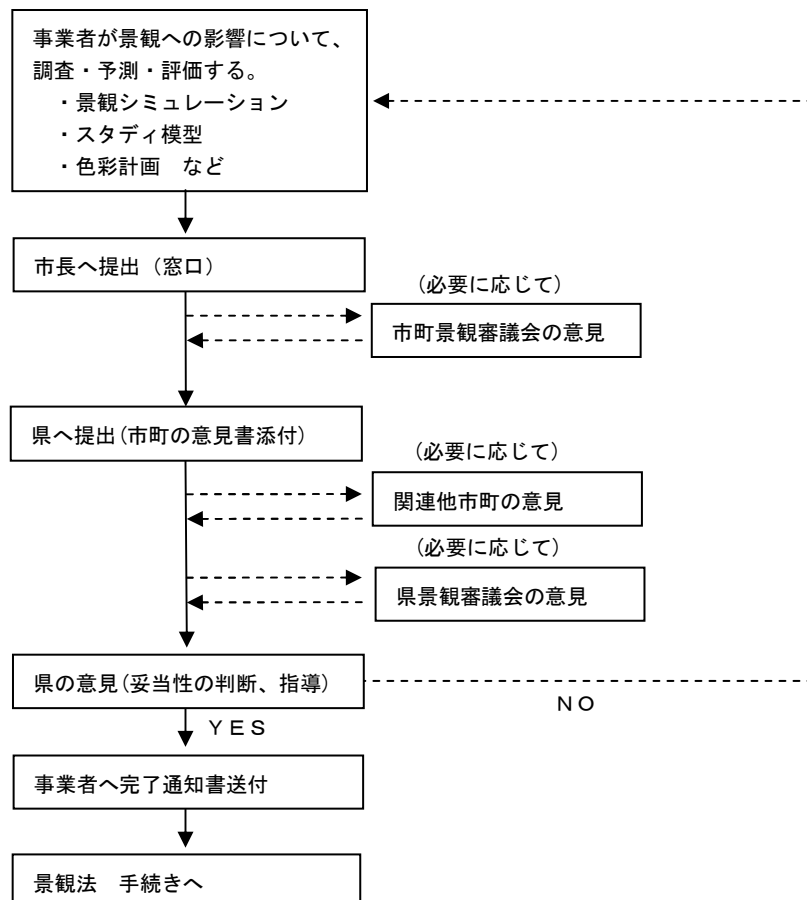
高さが60mを超える

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更



▲高さ60mを超える風力発電施設

【景観影響評価の流れ】



8) 官民協働の景観づくり

(1) 景観アドバイザー

【目的】

景観形成に関する専門家を「景観アドバイザー」として委嘱し、県や市町の景観施策や地域の景観づくりに指導・助言を行うことにより、県民や事業者、市町による景観形成活動を支援します。

【活動内容】

- ①県や市町の景観形成推進施策への指導・助言
- ②地域の景観形成に関するセミナーやシンポジウム等での講演
- ③地域の景観形成のための計画策定やワークショップ等での指導・助言
- ④地域の景観形成のための組織づくり、協定づくり等への指導・助言

※②～④については、地域からの要請に応じて派遣します。



▲景観アドバイザーによる講演の様子

(2) 景観づくりリーダー

【目的】

景観づくりリーダーは、県内に在住する県民から選任し、県の景観施策への協力のほか、それぞれの地域において自ら景観形成活動を実践し、いしかわの景観づくりを推進することを目的に認定します。

【活動内容】

- ①県の景観施策への提言
県の景観施策に対し、改善のための提案を行います。
- ②県の広報活動への協力
県が実施する施策（条例等の周知、景観大賞等の顕彰事業）の広報に協力します。
- ③地域の合意形成や意識啓発活動
地域住民が参画するイベントやワークショップ等を企画運営します。
- ④地域の住民協定締結協議会設立に向けた活動
地域において気運が高まり、景観協定の締結や景観協議会の設立を推進していく場合の、中心的な役割を担います。

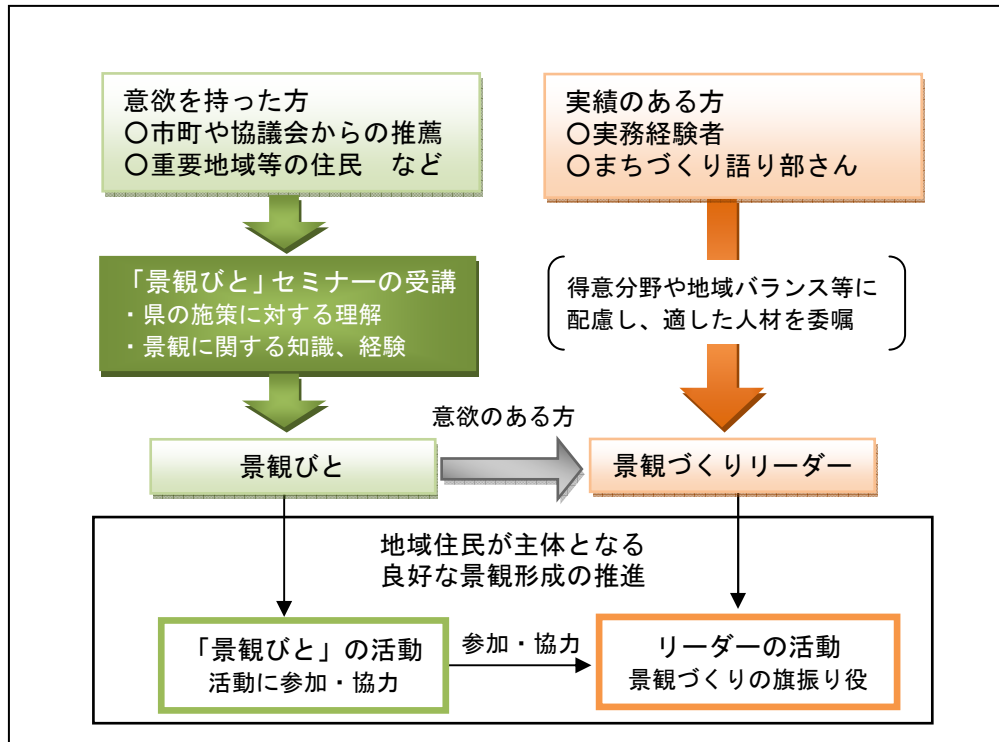


▲住民全体の景観形成活動



▲ワークショップのイメージ

【景観づくりリーダー候補者フロー】



(3) 顕彰

○いしかわ景観大賞

【目的と経緯】

県土の景観形成については、行政だけでなく県民や事業者等が一致協力して行う必要があることから、魅力ある良好な景観づくりに対する県民の関心や意識の喚起・高揚を図るため、景観に関連する顕彰制度を設けています。

いしかわ景観大賞は、いしかわ景観総合条例に基づき、県土の良好な景観の保全・創出を図ることを目的として実施しています。

【対象】

景観の形成に寄与した建築物等で概ね5年以内に新築等をしたものの所有者、設計者及び施工者または景観の形成のために積極的な活動を行った団体もしくは個人を対象としています。

《平成 21 年度大賞》



▲大巻どんど橋



▲一本杉通り



▲小松市安宅町の家



▲近江町市場・いちば館

《平成 22 年度大賞》



▲新町通り



▲白山市立美川小学校



▲しいのき迎賓館・いもり堀

○いしかわ広告景観賞

【目的と経緯】

石川県の都市景観の向上と屋外広告物に対する県民の関心を高めることを目的として、優れた屋外広告物に対して広告景観賞を授与しています。

【対象】

過去3年間に県内に設置された屋外広告物

【審査・表彰】

森 嘉紀金沢美大名誉教授を審査委員長に、主催者及び後援団体からなる審査会を組織し選考します。

知事賞（公共、民間）2点、金沢市長賞1点、ほか各後援団体賞、合計13点



▲永井豪記念館



▲宗玄酒造

(4) いしかわ「景観びと」育成セミナー

【目的】

景観形成の推進にあたっては、県民一人ひとりの意識啓発を図る必要があり、その中でも人材の育成が重要になります。このため、石川県では、いしかわ「景観びと」育成セミナーを開催しています。(H20年度木場潟、H21年度能登地区)

【事業概要】

- 対象：県内在住の18歳以上の方で、景観やまちづくりに関心があり、地域での活動に参画できる方
- 講師：景観アドバイザー、景観づくりリーダーなど
- 開催回数：年1回



▲講義(景観づくりについて等)



▲現地調査(馬場崎通り)



▲ワークショップ

(5) いしかわ景観キッズプログラム

【目的】

景観形成にあたっては、次世代を担う人材の育成も重要であることから、今後の石川県を担う子どもたちの景観に対する関心と良好な景観形成への意識を育むことを目的として、いしかわ景観キッズプログラムを開催しています。

【事業概要】

次世代の人材を育成するため、子どもたち(小学校高学年)を対象とした体験型の景観教室を開催します。

- 対象：小学校高学年
- 講師：景観アドバイザー、景観づくりリーダーなど



▲まちなみ編(白山市)



▲眺望編(小松市)



▲里山編(輪島市)

(6) いしかわ景観絵画コンクール

【事業概要】

○テーマ : 「私が好きないしかわの風景」
 (海・山・街並み・田畑で働く人々などあなたが好きな
 いしかわの風景)

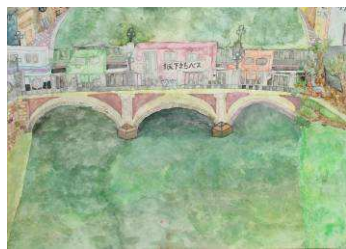
○対象 : 県内在住の小学生

○応募 : 119点(H21) 101点(H22)

○表彰 : 優秀賞12点、佳作16点
 (小学1～2年生、3～4年生、5～6年生の部)



▲1年生優秀賞(H21)



▲4年生優秀賞(H21)



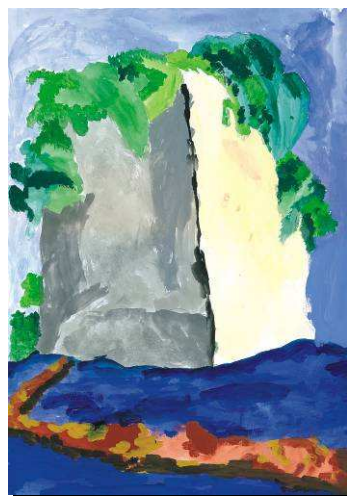
▲6年生優秀賞(H21)



▲1年生優秀賞(H22)



▲5年生優秀賞(H22)



▲4年生優秀賞(H22)



▲6年生優秀賞(H22)

(7) 景観俳句大会

【目的】

石川県の美しい自然景観や歴史的街並みなどの多彩な景観を、県民により身近に感じ、景観について考えてもらうために、平成 22 年 10 月木場潟公園において「いしかわの風景」を題材にした景観俳句大会を開催しました。

【作品】

白山の裾を広げし刈田かな
谷 孝江(小松市)

▲最優秀作

白山に向かひてカヌー秋惜しむ
谷口 和子(小松市)

白山の懐に住み水澄めり
打田 外喜代(小松市)

潟風に吹き寄せらるる鴨の声
田中 清子(小松市)

白山を指呼に十月桜かな
松島 正子(金沢市)

潟風に十月桜咲き満つる
宇野 よう子(金沢市)

▲優秀作(5作品)

白山の風を捉えて鳥渡る
油本 麻容子(小松市)

白山の風に遊びし葦の花
武田 千恵子(小松市)

をちこちの刈田のけむり遠白山
宮島 外喜(金沢市)

秋曇かの白山の在りところ
太田 賢(金沢市)

白山に抱かるる潟や浮寝鳥
中田 弘子(小松市)

水鳥の声や雲脱ぐ神の山
松下 信子(金沢市)

本場潟を友まはりに草紅葉
北市 かをる(加賀市)

白山の懐ぬくし萩は実
有賀 三枝子(小松市)

白波を寄せて舟小屋冬に入る
植木 静恵(小松市)

深秋の本場潟にゐる遠目ぐせ
小西 久子(金沢市)

▲佳作(10作品)

POINT

● 「色相 (Hue)」とは？

- マンセル表色系では、10種の基本色「黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)、赤(R)、黄赤(YR)」とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、5Y、10Rなどのように表記します。また、10RはOYRと同意です。

● 「明度 (Value)」とは？

- 色の明るさを表します。
- 明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

● 「彩度 (Chroma)」とは？

- 色の鮮やかさを表します。
- 色みの無い濁った色ほど数値が小さく、白・グレー・黒などの無彩色は0となります。鮮やかな色ほど数値が大きくなり、最も鮮やかな彩度の値は色相によって異なります。

● マンセル値

- マンセル表色系の「色相・明度・彩度」を組み合わせで表記したものが「マンセル値」です。
- 「5R3/3」は、5アール、3の3と読みます。

